

3 住みよいいばらきづくり

(1) 少子高齢化に対応した医療・保健・福祉が充実した社会づくり

①安心して結婚・出産・子育てができる社会づくり	<ul style="list-style-type: none">●大好きいばらき次世代育成プラン（平成 27 ～ 36 年度）の推進（少子化対策課）<p>家庭を築き、子どもを産み育てるという希望をかなえる環境づくりを目指して、「大好きいばらき次世代育成プラン」に基づき、ライフステージを総合的に支援して少子化対策を推進する。</p><ul style="list-style-type: none">○ 少子化対策推進県民運動推進事業<ul style="list-style-type: none">・少子化対策審議会の開催・「大好きいばらき次世代育成プラン」に関する出前講座の開催・親子のきずなの啓発を図るため、毎月第3日曜日を「家庭の日」とし、その普及に努める。 ●結婚から妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援（少子化対策課）<p>危機的な少子化問題に対応するため、結婚支援や、結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を行う。</p><ul style="list-style-type: none">○ 地域少子化対策重点推進事業<ul style="list-style-type: none">(1) 結婚相談体制強化事業<ul style="list-style-type: none">① 出会いサポートセンター相談体制強化事業 結婚なんでも相談窓口の設置、イベント出張相談の実施、企業訪問アドバイザーの派遣、イベントコーディネーターの設置② 出会いサポートセンターシステム改良事業 センターシステムのクラウド移行、会員マイページ機能追加 等③ 結婚支援者スキルアップセミナー開催事業 結婚支援者向けスキルアップセミナーの開催(2) 少子化対策への前向きな機運醸成事業<ul style="list-style-type: none">① 世代をつなぐライフデザイン形成支援事業 高校生向けライフデザインセミナーの開催、大学生向けライフデザインセミナーの開催支援② いばらき版祖父母手帳発行事業 いばらき版祖父母手帳の発行(3) 市町村補助(地域少子化対策重点推進交付金)○ 結婚新生活支援事業 新規に婚姻した世帯(世帯所得 340 万円未満)を対象に、新生活に要する費用(家賃、引越費用等)を補助する自治体に対して補助する。○ 結婚・子育てわくわくキャンペーン推進事業費<ul style="list-style-type: none">・学生ショート動画コンテスト 若い世代の結婚や子育てに対するポジティブイメージを醸成するため、学生を対象としたショート動画コンテストを実施する。 ●結婚支援の推進（少子化対策課）<p>いばらき出会いサポートセンターを中心として、地域における出会いの相談・仲介などを行うマリッジサポーターや市町村、関係団体と連携しながら、結婚を希望する男女の出会いの場づくりを推進する。</p><ul style="list-style-type: none">○ いばらき出会いサポートセンター推進事業 いばらき出会いサポートセンターにおいて、会員制のパートナー探しのサポートやふれあいパーティーの開催、マリッジサポーターの育成・支援など全県的な結婚推進活動を展開する。○ いばらき結婚支援パワーアップ事業
-------------------------	---

- ・マリッジサポーター活動に対する支援（活動費補助）

●周産期医療体制の整備（医療政策課）

母体・胎児や新生児の安全確保を図るため、集中治療室などを備えた総合周産期母子医療センターを中心とする周産期医療体制の充実を図る。

- ・総合及び地域周産期母子医療センターの運営支援
- ・周産期搬送コーディネーターの配置
- ・周産期関連施設・設備整備の促進
- ・産科医療の確保

●小児救急医療体制の整備（医療政策課，病院局）

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域の実情に応じた救急医療体制の整備、保護者の不安解消のための啓発などを行う。

(1) 小児救急医療輪番制の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、地域内の病院が輪番で小児救急医療を確保する。

(2) 小児救急医療拠点病院の運営

休日や夜間の小児救急患者に対応するため、複数の地域を対象に、拠点病院が小児救急医療を確保する。

(3) 小児救命救急センターの運営

24 時間体制で、全ての重篤な小児救急患者への超急性期医療の提供等を行う。

(4) 小児救急医療電話相談の実施

子どもの急病に関する保護者からの電話相談に看護師等が対応し、子育て不安の軽減・解消を図る。

(5) 小児救急医療研修の実施

地域の内科医等を対象に、小児の初期救急医療に関する研修を実施する。

●母子保健の充実（少子化対策課）

安心して子どもを産み育てることのできる環境をつくるため、不妊治療への支援や妊婦健康診査の推進、乳幼児の療育支援等を図る。

(1) 不妊治療費助成事業

不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な治療費がかかる不妊治療費の一部を助成する。

(2) 妊娠・出産サポート体制整備事業

妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発を行う基盤づくりと、妊娠中から子育て期までの、切れ目のない相談支援体制を構築し、安心・安全な妊娠・出産・子育てと児童虐待の未然防止を図る。

(3) 総合母子保健・福祉相談指導事業

市町村の乳幼児健診において発見されたハイリスク児に対して、専門スタッフによる医学的診断、日常生活面の療育指導を行うほか、児童虐待防止のための親支援グループミーティング等を実施する。

(4) 長期療養児療育支援事業

長期療養児について、適切な療育を確保するため、その疾患の状態及び療育の状況を随時把握するとともに、その状況に応じた適切な療育指導等を実施する。

(5) 乳幼児視聴覚療育支援事業

弱視や斜視、難聴の子どもを早期に発見し、適切な療育指導を行うことで、視覚障害や聴覚障害を未然に防ぎ、健やかな子どもの育成を図る。

(6) 小児慢性特定疾病医療費

小児慢性特定疾病に罹患している児童に対して、医療費の給付を行う。

●子育て支援と保育サービス等の充実（子ども家庭課，少子対策課，総務課私学振興室）

地域での子育て支援の充実を図るため，地域子育て支援拠点事業の取組促進，待機児童解消に向けた保育所及び認定こども園等の整備や多様で質の高い保育サービスの提供，放課後等における子どもたちの居場所づくり等を促進する。また，平成 27 年度から開始した子ども・子育て支援制度の施行に伴い，事業の実施主体である市町村へ支援を行うとともに，安心して子どもを生み育てる環境づくりを進める。

(1) 地域における子育て支援の充実

①地域子育て支援拠点事業

地域の子育て家庭に対する育児支援のため，親子の交流や育児不安等についての相談，子育てサークル等への支援等を行う子育て支援拠点づくりを進める。

②いばらき子育て家庭優待制度推進事業

社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するため，協賛店舗等による料金割引等の優待サービスを実施する。

③保育サービス支援事業費

民間保育所等において1歳児を保育する場合の保育士等の雇用経費等の補助や，保育士等が，出産・疾病等で休暇を要する期間中の代替職員の雇用経費等の補助を行う。

④保育体制強化事業

保育所等において保育士等の負担を軽減するため給食の配膳，寝具の用意，後片付け等を行う保育支援者を配置する場合の雇用経費等の補助を行う。

(2) 保育サービスの充実

①安心こども支援事業

子どもを安心して育てることができるよう，認定こども園等の整備を推進し，保育サービスや地域の子育て支援の充実を図る。

②特別保育事業

延長保育や病児・病後児保育等特別保育を推進するため，事業主体である市町村に対し，事業費の補助を行う。

③利用者支援等事業

子育て家庭のニーズに合わせて，幼稚園・保育所などの施設や地域の子育て支援等の情報提供や相談・援助を行う「利用者支援」や低所得者の負担軽減を図る「実費徴収に係る補足給付を行う事業」等により，地域の様々な子育て支援の充実を図る。

④多子世帯保育料軽減事業

保育所等に入所している第3子以降で3歳未満児の保育料の無償化及び3歳未満児で第2子の保育料を半額助成することにより多子世帯の経済的負担を軽減し，子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。

⑤子育て人材確保強化推進事業

多様化する幼児教育・保育ニーズへの対応や待機児童の解消に向け，保育士，幼稚園教諭及び子育て支援員など必要な人材を一体的に支援・確保する「茨城県子育て人材支援センター」を設置する。

⑥保育士修学資金等貸付費

保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や，保育士の補助を行う者の雇上げに必要な費用，さらに，潜在保育士に対する保育料支援や再就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより，保育人材の確保を図る。

⑦保育・幼児教育人材復職支援事業

潜在保育士等が復職する際，未就学児を保育所等に預けた場合の保育料について，給付により助成することで復職を支援する。

⑧子育て支援員養成事業

子育て支援員の資格取得を条件とした無資格者に対する6か月間のOJTを保育所等に委託し，保育業務に従事する子育て支援員を養成する。

⑨幼児教育等サポートスタッフ配置支援事業【再掲 P15】

⑩私立幼稚園等教員復職・支援員育成事業【再掲 P15】

(3) 放課後子ども総合プランの推進

①放課後児童クラブ推進事業

市町村が実施する放課後児童クラブの運営費に対し補助を行う。

②放課後子供教室推進事業

市町村が実施する放課後子供教室の運営費に対し補助を行う。

③放課後児童クラブ整備事業

市町村が実施する放課後児童クラブの整備、改修等に対し補助を行う。

●ひとり親家庭等の支援（子ども家庭課）

ひとり親家庭等が、自立した生活を送れるよう、子育てと生活との両立支援、就業支援、経済的支援、養育費の確保等を図る。

○母子家庭等ライフアップ対策事業

母子家庭等に対する就労の確保に係る給付金の支給や養育費相談員の配置等により、母子家庭等の子育て、就労支援を図り、母子家庭等の自立促進を図る。

○ひとり親家庭生活向上事業

ひとり親家庭の児童に対して、生活習慣の習得支援、学習支援を行うとともに、ひとり親家庭の親等が、高卒認定試験合格のための講座を受け、これを修了した際等に費用を助成することで、ひとり親家庭の子どもの居場所づくり、親の就労を促進し、ひとり親家庭の生活向上を図る。

●仕事と子育ての両立支援（少子化対策課）

仕事と子育ての両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの機運醸成や男性の家事・育児参加等を進めるとともに、子育て支援に積極的に取り組む企業の登録や表彰等を通して、企業における自主的な子育て支援の取組を促進する。

○結婚・子育て応援企業普及事業

企業における結婚支援や子育て支援の取組を促進するため、企業の宣言登録制度や表彰を実施する。

●仕事と生活の調和の推進（労働政策課）【再掲 P. 25 参照】

②高齢者が安心して暮らせる社会づくり

●総合的な高齢社会対策の推進（長寿福祉課）

「地域包括ケアシステム」構築による誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる社会の実現を目指し、総合的な視点に立って高齢社会対策を推進する。

・県高齢化対策推進本部のもと、健康長寿社会の実現等に向けた諸施策の展開

●いばらき高齢者プラン 21 の推進（長寿福祉課）

平成 27 年 3 月に策定した、平成 27 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「第 6 期いばらき高齢者プラン 21」（茨城県高齢者福祉計画・茨城県介護保険事業支援計画）に基づき、総合的な高齢者福祉施策を推進する。

<第 6 期いばらき高齢者プラン 21 の施策の柱>

- ・地域包括ケアシステムの構築
- ・健康づくり・生きがいづくりの推進
- ・認知症への対応と高齢者の尊厳の保持
- ・利用者本位の介護サービスの充実
- ・安全・安心なまちづくりの推進

●第二期茨城県医療費適正化計画（平成 25 ～29 年度）の推進（医療政策課）

平成 29 年度を目標年度とする第二期茨城県医療費適正化計画に基づき、高齢者を中心とした医療費の適正化を図る。また、次期計画である第三期茨城県医療費適正化計画（計画期間：平成 30～35 年度）策定のための検討を進める。

- ・住民の健康の保持の推進
- ・医療の効率的な提供の推進

●介護予防と健康・生きがいつくりの推進（長寿福祉課）

高齢者ができる限り要介護状態にならないための介護予防対策等を推進する。

さらに、高齢者が積極的に社会参加しながらいつまでも健康で生きがいを持って生活できるよう、健康・生きがいつくり対策を推進する。

(1) 介護予防・生活支援対策の推進

○地域支援事業の推進

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう市町村が実施する地域支援事業に対して支援を行う。

<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>※平成29年度までに全ての市町村で実施</p>	<p>○サービス事業 訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス、介護予防ケアマネジメント</p> <p>○一般介護予防事業 介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業、一般介護予防事業評価事業</p>
<p>包括的支援事業</p>	<p>○介護予防ケアマネジメント（総合事業を実施の場合は総合事業の中で実施）</p> <p>○総合相談支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p> <p>※以下は平成30年度までに実施すべき事業（市町村によって開始時期が異なる）</p> <p>○在宅医療・介護連携推進事業 ○認知症施策推進事業 ○生活支援体制整備事業</p>
<p>任意事業</p>	<p>○介護給付等適正化事業</p> <p>○家族介護支援事業 介護教室の開催、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業</p> <p>○その他の事業 成年後見制度利用支援事業、福祉用具・住宅改修支援事業、認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業、認知症サポーター養成事業、重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業、地域自立生活支援事業</p>

○介護予防総合支援事業の展開

高齢者が健康で活動的な生活を送ることができ、できる限り要介護状態に陥らないよう介護予防事業の実施主体である市町村を総合的に支援し、介護予防を実効性のあるものとしていく。

- ①パンフレットの配布やシルバーリハビリ体操普及講習会等の開催
- ②地域包括支援センター職員や介護予防事業担当者等に対する研修

○高齢者優待カード制度の推進

65歳以上の高齢者を対象に料金割引等の特典が受けられるいばらきシニアカードを交付することにより、高齢者の外出を促し、自身の健康増進や高齢者を地域・企業・行政が一体となり支え合う社会の実現を目指す。

○介護予防・生活支援サービスの強化

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティアやNPO等の多様な事業主体による重層的な介護予防・生活支援サービスの提供体制を構築する市町村を支援する。

- ①生活支援サービスの担い手の養成等を行う生活支援コーディネーターの養成
- ②リハビリテーション専門職の市町村への派遣調整
- ③市町村職員を対象とした研修会の開催や先進事例の情報提供

(2) 健康・生きがいつくりの推進【再掲P.28参照】

●介護保険制度の円滑な推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

介護保険制度がより円滑に推進されるよう、保険者（市町村）の安定的かつ適正な事業運営の確保のための支援の充実を図る。また、第6期いばらき高齢者プラン 21 に基づき、介護サービス体制の整備促進に努めるとともに、介護サービスの質の向上を図るため、介護支援専門員等に対する各種研修の充実・強化、介護サービス事業所に対する指導及び相談・苦情処理体制の充実を図る。

(1) 保険者（市町村）への支援

- ・介護給付費の負担及び介護保険財政安定化基金の設置
- ・低所得者の保険料の軽減
- ・低所得者利用者負担対策（社会福祉法人による利用者負担軽減制度等）
- ・要介護認定支援事業（認定審査会委員研修、認定調査員研修等）

(2) 介護サービス体制の整備促進

- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の整備、訪問看護事業の支援

(3) 介護サービスの質の向上

- ・介護サービス情報の公表
- ・介護支援専門員養成研修事業
- ・高齢者権利擁護対策推進事業（介護保険施設等管理者研修、高齢者権利擁護推進員研修等）
- ・認知症介護研修事業
- ・介護保険施設等の指導・監査

(4) 相談・苦情処理体制の確保

- ・苦情処理体制整備事業
- ・介護保険審査会の運営など

(5) 福祉・介護職員処遇の改善

- ・介護職員処遇改善加算制度の活用

●福祉・介護人材の育成確保対策（福祉指導課）

福祉・介護サービスを支える人材の確保を図るための中核として県福祉人材センターを運営する。

また、他業種から福祉・介護職への参入促進を図るとともに、介護の資格を有しない求職者を施設等へ派遣し、技術を習得させることにより直接雇用に結びつけ、当該職員を研修代替職員とし活用し現任職員の資質の向上等を目的とする「介護人材確保育成事業」を実施する。

さらに、「福祉人材確保・定着バックアップ事業」として、学生等に対して福祉・介護の仕事の魅力ややりがいをPRしイメージアップと理解促進を図るとともに、施設・事業所等の研修の実施や労働環境の改善等により人材の確保と定着を図る。

事業名	内容
福祉人材センター運営事業	無料職業紹介事業の実施や就職相談会、職場説明会の開催など、就業の援助等を行う。
介護人材確保育成事業	介護の資格を有しない就職希望者を介護事業所・施設に派遣し、派遣期間中は研修を受講させることで技術を習得させ、直接雇用に繋げる。 また、直接雇用後は現任職員の研修代替職員として活用することにより、現任職員の資質向上を図る。
福祉人材確保・定着バックアップ事業	学生を対象とした福祉の魅力発見ツアー・福祉キャラバン隊を実施するほか、中学生向け介護職PRパンフレットを作成・配布することにより、福祉・介護職についての理解促進やイメージアップを図る。 また、職場外研修が困難な介護施設・事業所に従事する介護職員に対し介護福祉士養成施設が実施する研修への助成や、複数の施設・事業所が連携し合同研修を行うための費用を助成し、現任介護職員の資質の向上を図る。 さらに、介護施設・事業所において仕事の指導役となる先輩職員やメンタル面をサポートする職員の導入を支援するエルダー・メンター制度の導入等を支援することにより労働環境の改善を図り、職員の定着を促進する。

●認知症対策の推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

(1) 認知症対策推進強化事業の実施

ア 認知症地域医療支援事業

- ・かかりつけ医，歯科医師，薬剤師，看護職員等の認知症対応力向上研修
- ・認知症サポート医養成研修（かかりつけ医への指導・助言を行う医師を養成）

イ 認知症対策普及・相談・支援事業

- ・認知症を知る月間（9月）における街頭キャンペーン等
- ・市町村が実施する家族のつどいや認知症カフェへの指導・支援
- ・認知症電話相談（認知症人と家族の会茨城県支部に委託）

ウ 認知症施策推進事業

- ・認知症地域支援推進員研修
- ・認知症初期集中支援チーム員研修

エ 若年性認知症施策総合推進事業

- ・若年性認知症コーディネーターの配置（筑波大学附属病院に配置）

オ 認知症介護等研修事業

カ 徘徊高齢者早期救援対策事業

- ・GPS機器を活用した広域徘徊模擬訓練の実施
- ・おかえりマーク作成配布・普及啓発

(2) 認知症疾患医療センター基盤強化事業の実施

- ・県が指定する認知症疾患医療センター（平成29年4月1日現在：12箇所指定）において，保健医療・介護機関等との連携を図りながら，認知症疾患に関する鑑別診断，行動・心理症状と身体合併に対する急性期専門医療相談等を実施し，地域における認知症疾患の保健医療の水準の向上を図るため，研修等に係る経費について助成を行う。

(3) 軽度認知障害対策推進事業の実施

ア 認知症気づき推進事業

- ・早期発見・早期治療の理解を促す認知症チェックリストの配布

イ 認知力アップ推進事業

- ・認知症疾患医療センターにおける軽度認知障害を対象とした認知力アップデイケアの実施
- ・市町村の認知症地域支援推進員等に対する認知力アップ基礎研修の実施
- ・市町村向け認知力アッププログラム・教材の作成と実践，交流・社会参加モデル事業の実施

●地方バス路線への支援（交通政策課）【別掲 P. 111 参照】

●生活交通の支援（交通政策課）【別掲 P. 111 参照】

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

○地域リハビリテーション総合支援事業の実施

高齢者や障害者等，誰もが住み慣れた地域で，適切なりハビリテーションを受けることができるよう，県が指定する医療機関等を拠点に，地元の病院や診療所，訪問看護ステーション，介護老人保健施設，教育関係機関等との連携協力体制を確立し，県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰，居宅での訪問リハビリを支援するなど，地域リハビリテーションを総合的に推進する。

●医療・介護連携推進のための人材養成（長寿福祉課地域ケア推進室）

○医療・介護連携推進人材養成事業の実施

在宅における生活の継続を支援するため，医療依存度の高い利用者への介護事業所の受け皿拡大を図る。また，医療依存度の高い利用者に対応できる介護職員等を増やし，介護サービスの質の向上に取り組む。

- ・医療依存度の高い利用者へのケアに携わる介護職員等養成研修
- ・介護従事者等の人材養成支援（研修プログラム・OJT マニュアルの作成）
- ・レスパイト情報の収集と利用促進（医療依存度の高い利用者受け入れ情報発信）

○在宅医療推進体制整備事業の実施

看護師の訪問看護ステーションへの出向研修支援や退院調整手法等の標準化ツールの作成・普及により、医療機関における退院調整機能の向上を図る。

- ・訪問看護ステーション出向研修
- ・退院調整等マネジメントに関するツール作成・普及

●「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」の推進（障害福祉課）

平成 24 年度から平成 29 年度を計画期間とする「新しいばらき障害者プラン（改訂版）」（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画）に基づき、総合的な障害福祉施策を推進する。

- ・ひとりひとりが尊重される社会
- ・質の高い保健・医療・福祉の充実
- ・快適に暮らせる社会

③障害者が安心して暮らせる生活環境の充実

●茨城福祉医療センターの運営支援（障害福祉課）

県立こども福祉医療センターの機能を承継する施設として整備された愛正会記念茨城福祉医療センターの運営に対して県が支援や関与を行うことにより、施設機能の充実・強化を推進する。

<平成 29 年度事業>

- ・茨城福祉医療センターの運営支援

【茨城福祉医療センターの概要】

- (1) 施設種別：医療型障害児入所施設
(旧肢体不自由児施設及び旧重症心身障害児施設の一体的施設)
- (2) 運営主体：社会福祉法人愛正会
- (3) 所在地：水戸市元吉田町 1872-1
- (4) 入所定員：肢体不自由児 35 名，重症心身障害児者 100 名
- (5) 主な機能
 - ①県内唯一の肢体不自由児施設としての機能の堅持
 - ②機能訓練士の増員等による機能訓練の充実
 - ③内科等の新たな診療科目の設置
 - ④在宅障害児への地域支援，発達障害児への医療的支援などを実施
 - ⑤非常用電源や耐震性受水槽，給水車の配置など施設の防災対策を充実

●地域リハビリテーションの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）【再掲 P. 98 参照】

④安心できる医療体制の充実

●茨城県保健医療計画（平成 25 ～ 29 年度）の策定・推進（医療政策課）

(1) 計画の概要

5 疾病（がん，脳卒中，急性心筋梗塞，糖尿病，精神疾患）・5 事業（救急医療，災害医療，へき地の医療，周産期医療，小児医療）及び在宅医療に係る医療体制を確立するとともに，医師・薬剤師・看護師等の医療従事者の確保や医療の安全の確保など，良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るとともに，次期医療計画（計画期間：平成 30～35 年度）策定のための検討を進める。

○安心して医療を受けられる体制の整備

5 疾病・5 事業及び在宅医療に係る医療体制の確立を図るとともに，地域医療連携の推進や医師・看護師をはじめとする保健医療従事者の確保，医療教育などを推進する。

○誰もが安心して暮らせる保健サービスの充実

予防医学の知識の普及と健康づくりの推進を図り，母子保健，学校保健，歯科口腔保健を推進するとともに，高齢者保健福祉対策や精神保健対策，障害者支援等を推進する。

○健康で安全な生活を支える取組の推進

健康危機管理をはじめ、感染症対策、食の安全と安心の確保対策、生活衛生対策等を推進する。

(2) 地域医療構想の推進

2025年を見据えた医療提供体制の構築を図るために、保健医療計画の一部として策定した「茨城県地域医療構想に基づき、地域にふさわしい医療機能の分化と連携の適切な推進を図る。

(3) 回復期病床の整備促進

急性期病床等から回復期病床への転換を支援することにより、将来不足すると推計される回復期病床の充実を図る。

●保健医療従事者の確保対策（厚生総務課、医療人材課、薬務課、病院局）

(1) 医師の確保対策

県内の医療機関での勤務や研修を希望する医師が増えるよう、地域医療支援センターを核として、高校生・医学生・研修医・医師それぞれの段階に応じた医師確保対策を総合的に実施する。

区 分	内 容
推進体制の整備及び情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療支援センターにおける若手医師のキャリア形成支援及び派遣調整 ・機関誌「いばらきの地域医療」の発行 ・総合相談窓口の設置・求人情報等の情報発信
医学部進学に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・医師修学資金貸与事業 ・地域医療医師修学資金貸与事業（医科大学への地域枠） ・高校生セミナー ・海外対象医師修学研修資金貸与事業
臨床研修医の受入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・救急ライセンス研修助成事業 ・茨城県医師臨床研修連絡協議会事業の実施
「若手医師教育研修立県いばらき」づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的診療を学ぶ特訓ゼミ ・指導医団国内外派遣 ・シミュレーション教育の推進
医科大学との連携による医師確保	<ul style="list-style-type: none"> ・筑波大学と県立中央病院の連携による医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と県立こころの医療センターの連携による精神科医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と県立こども病院の連携による小児科医師の教育・研修・確保 ・筑波大学と神栖済生会病院の連携による医師の教育・研修・確保 ・東京医科歯科大学と土浦協同病院、なめがた地域医療センターの連携による医師の教育・養成・確保 ・東京医科大学と鹿島労災病院との連携による医師の教育・養成・確保 ・帝京大学と鹿島労災病院の連携による医師の教育・養成・確保
女性医師の就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きやすい職場環境づくり事業 ・女性医師の相談窓口の設置 ・ファミリーサポートセンターとの連携による保育支援
医療従事者の離職防止・定着促進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療勤務環境改善支援センターの運営

(2) 薬剤師の確保対策（女性薬剤師等のキャリア支援事業（基金事業））

薬剤師を確保するため、子育て等のために離職している女性薬剤師等の復職支援を強化するとともに、薬学生に対し県内就職に向けた支援を行う。

区 分	内 容
女性薬剤師キャリア支援センターの設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> ・求人・求職の相談応需 ・薬剤師バンクシステムを活用したマッチングの実施
技能研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・復職に向けて最新情報を学ぶ研修会の開催 ・薬学生に対し県内就職に係る説明会の開催

(3) 看護職員の確保

看護職員を安定的に確保するため、養成促進，定着促進・再就業促進，資質向上を柱とする総合的な対策を推進する。

養成促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県立医療大学，県立看護専門学校の運営 ・民間看護師等養成所への運営費助成 ・看護師等修学資金の貸付 ・専任教員養成事業
定着促進・再就業促進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院内保育所の運営費助成 ・看護職員確保対策事業 ・看護職員定着促進事業 ・看護職員就労環境改善支援事業
資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員ブラッシュアップ研修 ・訪問看護支援事業 ・看護師特定行為研修推進事業

(4) 医療大学運営事業

医療技術の進展に対応できる高度医療専門職の養成及びリハビリテーション医療の研究の深化等を図るため，大学運営を行う。また，平成 22 年 4 月から大学院博士後期課程を開講し，多職種の協働による利用者・患者中心の保健医療を実践するほか，平成 26 年 4 月からは助産学専攻科を開講し，地域や社会の中で母子保健・周産期医療の発展に貢献できる資質の高い助産師を養成する。

学 部	大 学 院	専 攻 科
保健医療学部 (入学定員 170 名)	保健医療科学研究科(博士前期課程) (入学定員 15 名)	助産学専攻科 (入学定員 10 名)
看護学科 50 名	看護学専攻 6 名	
理学療法学科 40 名	理学療法学・作業療法学専攻 6 名	
作業療法学科 40 名	放射線技術科学専攻 3 名	
放射線技術科 学科 40 名	保健医療科学研究科(博士後期課程) (入学定員 5 名)	
	保健医療科学専攻 5 名	

●救急医療体制の充実（医療政策課，病院局）

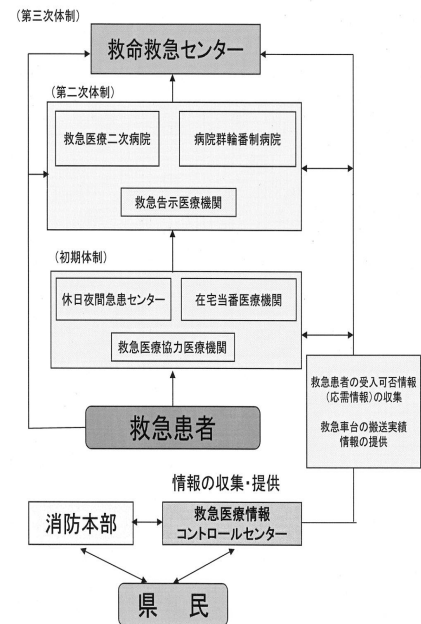
県民の救急医療を確保するため、救急医療体制の充実，強化を図る。

<具体的な取組>

- ・不採算部門の救命救急センターの運営を助成し，三次救急医療体制の充実を図る
- ・軽症患者を受け入れる休日夜間急患センター等の初期救急医療体制の充実を図る。
- ・県央・県北地域の増大する救急医療ニーズに対応するため、県立中央病院の救急機能の充実を図る。

[救急医療体制の概要] 平成 29 年 4 月 1 日現在

体制	機能	現況
第三次	重篤救急患者に対し 24 時間体制で診療を行う。	救命救急センター 6 施設 水戸医療センター 筑波メディカルセンター病院 土浦協同病院 茨城西南医療センター病院 水戸済生会総合病院 日製日立総合病院 地域救命センター 1 施設 土浦協同病院なめがた地域医療センター
第二次	手術・入院を要する重症救急患者の診療を行う。	救急医療二次病院 16 施設 水戸地域 病院群輪番制病院 50 施設 10 地域 [10 地域] 土浦・阿見地域 筑西地域 常総地域 茨城西南地域 つくば地域 鹿行南部地域 石岡地域 稲敷地域 鉾田地域 日立地域 救急告示医療機関 94 施設 病院 91 診療所 3
初期	比較的軽症な救急患者の診療を行う。	休日夜間急患センター等 12 施設 [20 市町村] 在宅当番医 28 市町村 [16 市郡医師会] 救急医療協力医療機関 191 施設 病院 40 診療所 151
救急医療情報	医療機関から救急医療情報を収集し，県民，医療機関及び消防本部へ情報の提供を行う。	救急医療情報システム (インターネット接続型 情報システム，全県対象) センター 1 施設 消防本部 24 施設



●ドクターヘリの導入（医療政策課）

- ・国立病院機構水戸医療センターと水戸済生会総合病院を基地病院としてドクターヘリを運航する。
- ・千葉県ドクターヘリ共同利用，北関東 3 県ドクターヘリ広域連携，福島県ドクターヘリ広域連携を推進する。
- ・ドクターヘリの円滑な運用を図るため，受入体制の確保及び消防機関との連携を強化する。

●がん対策の推進（保健予防課，病院局）

「茨城県がん検診を推進し，がんと向き合うための県民参療条例」及び「茨城県総合がん対策推進計画（第三次計画）」に基づき，がんによる死亡者数の減少やがん患者とその家族に対する支援などに取り組むことにより，がんになっても安心して暮らせる社会の実現を目指す。

(1) がん予防対策の推進

県ホームページやマスメディア等を活用し，がんに関する正しい知識の普及啓発を推進するとともに，がん予防推進員を養成し，がん予防や検診に係る普及啓発活動の効果的な推進を図る。

子どもの頃からがんに関する正しい知識の普及を図るため，教育庁と連携し，がん教育を推進する。

(2) がん検診の推進

がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡者を減少させるため、がん検診の実施主体である市町村や企業等と連携したがん検診の普及施策を展開し、がん検診受診率の向上を図る。

がん検診推進強化月間(10月)を中心に、がん検診の推進のための啓発に努めるとともに、県、市町村、検診機関等による「がん検診推進協議会」において、受診率向上の取組を推進する。

乳がんや子宮頸がんなど、女性のがんに対し、早期発見や予防等に関する知識の普及啓発をより一層推進する。

(3) がん医療の充実

がん医療連携体制を構築し、地域におけるがん診療連携の円滑な実施と質の高いがん医療の提供を図るとともに、都道府県がん診療連携拠点病院の県立中央病院と筑波大学附属病院が連携し、手術療法、放射線療法、化学療法等の専門医等の育成や、県内医療機関への配置を推進する。

薬剤師や看護師に係るがん医療の専門的資格取得の経費を助成し、がん専門医療従事者の育成を図る。

がん医療に携わる医療従事者への研修やがん診療連携拠点病院の緩和ケアチームなどの機能強化等により、がんと診断された時から、患者が緩和ケアを受けられるよう提供体制の整備を図る。

さらに、施設における緩和ケアを推進するために、緩和ケア病棟の整備を促進する。

(4) がん患者とその家族に対する支援

がん患者や家族等からの様々な相談に対する窓口の設置や、相談支援センターと連携したがん体験者による相談体制の整備等により、がん患者・家族に対する支援を推進する。

がん患者の就労支援のため、がん診療連携拠点病院の相談支援センターでの就労相談の充実を図り、関係機関が連携した支援体制の整備を推進する。

がんの先進医療を受ける際の治療費に係る借入金の利子を助成するとともに、民間団体が実施するがん対策の取組を支援し、がん患者や家族の支援の充実を図る。

(5) がん登録の推進

全国がん登録及び院内がん登録を推進するとともに、がん登録実務者の育成を図る。

(6) 都道府県がん診療連携拠点病院の機能強化

県立中央病院において、手術支援ロボット「ダ・ヴィンチ」による手術、強度変調放射線治療(IMRT)、経皮的冷凍手術など、先進的な治療を推進し、都道府県がん診療連携拠点病院機能の強化を図る。

●医療安全対策の推進(厚生総務課)

医療に関する患者の苦情や相談等に適切に対応し、医療の安全と信頼を高めるため、医療安全相談センターの充実を図るとともに医療機関における医療事故防止対策の取組を促進する。

- ・医療安全相談業務の実施
- ・医療情報の提供
- ・医療安全研修会の開催
- ・医療機関に対するヒヤリ・ハット及び医療事故情報の提供
- ・安全管理体制確保の監視・指導

●医薬品等の安全対策の充実(薬務課)

(1) 医薬品等の安全対策

医薬品等の有効性、安全性及び品質を確保するため、関係施設等に対する監視・指導の充実を図るとともに効果的・効率的な試験検査の実施に努める。

- ・薬局、医薬品販売業及び医薬品製造業等に対する監視指導
- ・登録販売者試験の実施

- ・医薬品や健康食品等の検査の実施
- (2) 医薬品等の適正使用の推進
 - 医療機関等に医薬品に関する適切な情報提供を行うとともに、県民に医薬品の正しい知識を提供することにより、医薬品等の適正使用を推進する。
 - ・県民や医療関係者からの医薬品等に関する相談窓口の設置
 - ・健康サポート薬局（かかりつけ薬剤師・薬局等）制度の普及啓発
 - ・薬剤師の在宅医療への参画を支援
 - ・後発医薬品の使用促進に向けての啓発等の実施

●血液対策の推進（薬務課）

県内の医療に必要な輸血用血液は県民の献血により確保する「血液自給」体制を確立するため、次に掲げる対策を実施する。

- ・献血者の一層の確保
 - ①広報媒体による普及啓発
 - ②若年層への献血協力呼びかけの強化
 - ③400ml 献血・成分献血の推進
- ・市町村献血推進事業への支援
- ・血液製剤の適正使用の推進

●造血幹細胞移植及び臓器移植の普及啓発（薬務課）

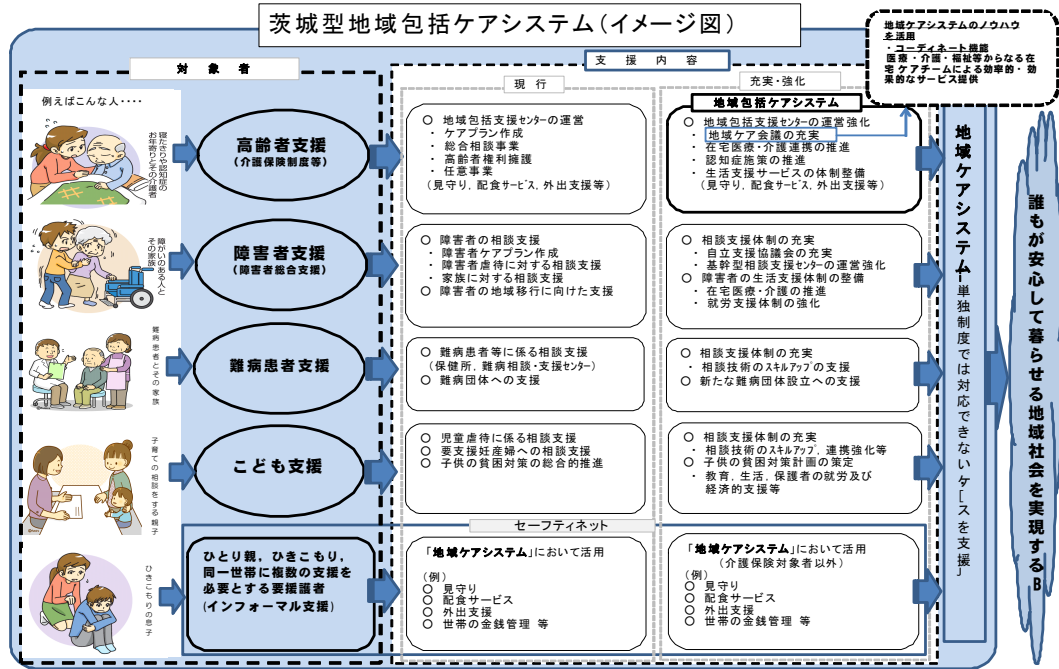
造血幹細胞移植及び臓器移植を推進するとともに、広く県民に普及啓発を行う。

- ・骨髄バンク登録促進等のための普及啓発活動の実施
- ・献血併行型登録会の開催
- ・骨髄ドナー助成費補助事業の実施
- ・茨城県臓器移植コーディネーターの設置
- ・医療機関における院内臓器移植コーディネーター設置の支援

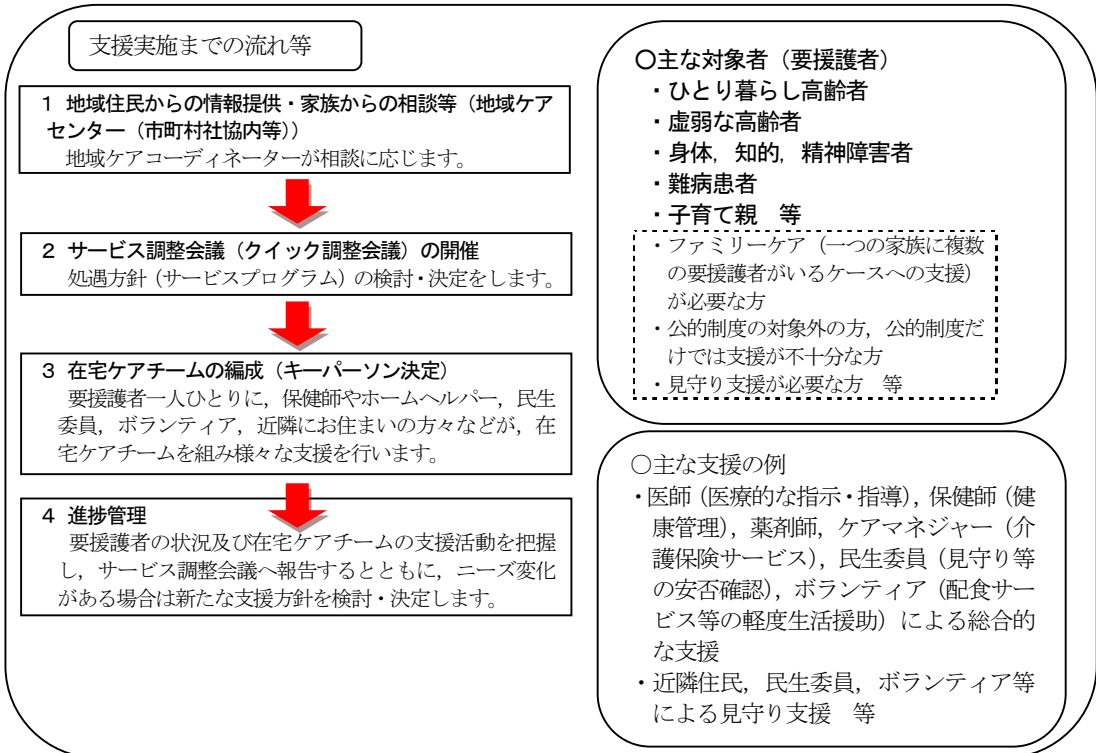
⑤ 安心な暮らしを支える医療・保健・福祉サービスの提供

● 茨城型地域包括ケアシステムの推進（長寿福祉課地域ケア推進室）

平成6年度から全国に先駆けて実施してきた、高齢者だけではなく障害者や子どもなど支援を必要とする全ての方を対象とした地域ケアシステムのノウハウの蓄積を生かし、市町村や関係団体と連携しながら、茨城型の地域包括ケアシステムの構築を進める。



地域ケアシステム



(1) 茨城型地域包括ケアシステム構築支援事業の実施

市町村に地域ケアコーディネーターを配置し、個別課題の検討会議や在宅ケアチームの編成、サービス提供を行うための市町村支援を実施する。

(2) 茨城型地域包括ケアシステム推進基盤整備事業の実施

在宅医療サービスの充実を図るため、在宅療養支援診療所等の整備に対する支援を行う。

(3) 茨城型地域包括ケアシステム連携加速化事業の実施

県医師会を拠点に「茨城型地域包括ケアシステム推進員」を配置し、郡市医師会や保健所と連携を図り、在宅医療参入への掘り起しや市町村の取り組み等を支援する。

(4) 医療提供施設等グループ化推進事業の実施

茨城型地域包括ケアシステム推進員と郡市医師会、保健所が連携を図り、地域の医療機関に対し、グループ化に向けた働きかけを行い、在宅医療を提供する切れ目のない診療体制の仕組を構築する。

●感染症対策（保健予防課）

(1) 感染症対策の充実

感染症の発生予防、まん延防止を図るため茨城県感染症予防計画に基づき次のことに取り組む。

- ・感染症の発生状況の早期把握と迅速な対応、情報発信の強化
- ・社会福祉施設等の巡回指導や研修会の開催
- ・保健所、市町村職員を対象とした研修会の開催
- ・県民に対する感染予防に係る正しい知識の普及・啓発

(2) 新型インフルエンザ等対策の充実

新型インフルエンザ等の脅威から県民の生命及び健康を保護するとともに、県民生活等の安定を確保するため、茨城県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき次のことに取り組む。

- ・新型インフルエンザ等対応訓練等の実施
- ・抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・保管（薬務課）
- ・国や市町村、医師会等関係機関・団体との連携強化
- ・パンデミックに備えた患者受け入れ病床の確保
- ・患者の早期発見のためのサーベイランスの実施
- ・県民・事業者等への正しい知識の普及・啓発

(3) 結核対策の充実

結核のまん延を防止するため、患者の医療費を公費負担するほか茨城県結核予防計画に基づき次のことに取り組む。

- ・病原体サーベイランスの強化
- ・患者を確実に治療するためのDOTS（直接服薬確認療法）の推進
- ・接触者に対する健康診断の徹底
- ・県民の定期健康診断受診の徹底
- ・院内（施設内）感染防止に係る指導の強化
- ・BCG接種の推進

(4) 予防接種の推進

定期予防接種の接種率の向上を図るため、市町村や医師会と連携し、未接種者対策に取り組む。

- ・予防接種に係る啓発の強化と接種体制の充実

(5) 肝炎対策の推進

B型・C型肝炎ウイルスの感染者は、肝硬変や肝がんに進行する可能性があるため、「茨城県肝炎対策指針」に基づき、次のことに取り組む。

- ・肝炎治療に対する医療費の助成（インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療・核酸アナログ製剤治療）
- ・保健所における肝炎ウイルス検査の受診勧奨
- ・感染者への保健指導の充実
- ・診療体制の整備充実
- ・治療水準の向上
- ・肝炎に係る知識の普及啓発の強化

(6) エイズ・性感染症対策の充実

- エイズ・性感染症の発症予防，まん延防止を図るため次のことに取り組む。
- ・エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及・啓発
- ・保健所におけるHIV，クラミジア，梅毒の検査・相談体制の整備
 - ・診療体制の整備充実

●難病対策（保健予防課）

原因が不明で治療方法が確立されていない，いわゆる難病については，治療が長期にわたることから，患者及びその家族の身体的，精神的並びに経済的な負担の軽減を図るため，難病法や難病対策基本方針に基づき次の対策を推進する。

- (1) 特定疾患治療研究事業
 - 指定難病（330 疾病）患者及び一般特定疾患（5 疾病）患者に対する医療費の公費負担の実施
- (2) 難病患者地域支援対策推進事業
 - ・難病に関する専門医等による医療講演・相談会の実施
 - ・保健所保健師等による訪問相談・指導の実施
 - ・在宅療養支援計画策定・評価事業の実施
 - ・地域支援体制の推進に係る事業（難病対策地域協議会の設置等）の実施
- (3) 難病特別対策推進事業
 - ・難病医療提供体制整備事業（難病医療連絡協議会及び疾病群別専門部会）の実施
 - ・難病医療拠点病院事業の実施
 - ・在宅難病患者一時入院事業の実施
- (4) 茨城県難病相談支援センター設置事業
 - ・各種相談支援の実施
 - ・地域交流会等の（自主）活動に対する支援の実施
 - ・就労支援の実施
 - ・講演，研修会の実施
- (5) 難病団体連絡協議会運営費補助事業
 - 茨城県難病団体連絡協議会に対する運営費補助の実施

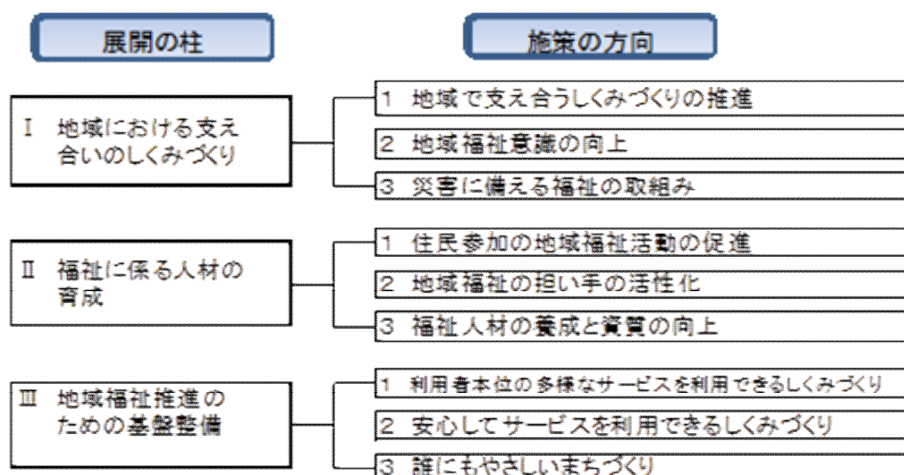
●茨城県地域福祉支援計画の推進（福祉指導課）

平成 26 年 3 月に策定した第 3 期計画（計画期間：平成 26 年度～30 年度）を推進するとともに，市町村地域福祉計画策定を支援する。

第 3 期計画には，東日本大震災の経験等を踏まえ，「地域における支え合い」を軸として，地域福祉の果たす役割の重要性や，多様な主体が連携して地域全体で要援護者を支え合う体制の充実・強化について反映させている。

【全体目標】

「誰もが地域の一員として，ともに支えあい助け合い，安心して暮らせる地域社会づくり」



●生活困窮者自立支援制度の推進（福祉指導課）

生活保護に至る前段階の生活困窮者の自立支援策（第2のセーフティネット）の強化を図るため、平成27年4月1日から生活困窮者自立支援法が施行された。

県においては、県が自ら制度の実施主体となる町村の区域において、次の(1)の事業を実施するとともに、県内の生活困窮者支援のネットワークを構築していくため、市町村、関係機関・団体、NPO法人等による連絡会を開催する。

(1) 町村の区域で県が実施する事業

①自立相談支援事業（必須事業）

4か所の県福祉事務所に相談支援窓口を設置して、生活困窮者の相談に応じるとともに、一人ひとりの状況に応じたプランを作成し、必要なサービスの提供につなげていく。

②住居確保給付金の支給（必須事業）

離職により住居を失った者等に対して、就職活動を支えるための家賃費用を給付

③就労準備支援事業（任意事業）

直ちに一般就労への移行が困難な者に対し、日常生活自立訓練や社会生活自立訓練等を実施

④家計相談支援事業（任意事業）

家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行い、困窮者自身の家計を管理する能力を高める

⑤学習支援事業（任意事業）

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業について、町村部における実施個所を拡大

(2) 関係機関等のネットワークの構築

地域の実情に応じた生活困窮者支援の体制づくりを進めるため、関係機関等の連絡会を開催

●児童虐待対策等の推進（子ども家庭課）

複雑化・多様化する要保護児童に関する問題に、適切に対応していくため、保健・医療、教育、警察などの関係機関等との連携強化により、児童虐待について、発生予防から発生時の迅速・的確な対応、自立支援まで一連の対策をさらに強化していくとともに、家庭での養育が困難な子どもに対する社会的養護体制の充実を図る。

(1) 児童虐待対策推進事業

要保護児童対策地域協議会を中心に、児童虐待をはじめとする困難事例への対応を行う関係機関の円滑な連携を図るとともに、県内児童相談所の児童福祉司及び児童心理司を増員し、児童相談所の体制強化に努める。

(2) 民間児童福祉施設整備

社会的養護が必要な児童をより家庭的な環境で養育できるよう、民間児童福祉施設の小規模グループケアを計画的に整備する。

(3) 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業

児童養護施設等を退所し、就職した者に対する家賃費用や、進学した者に対する家賃・生活費用、入所中の者等に対する就職に必要な資格取得費用を貸し付けることにより、円滑な自立を支援する。

(4) 児童養護施設退所者等自立支援事業

児童養護施設退所者等の社会的自立に向け、児童養護施設退所後の相談・支援体制を整備し、退所者等への継続的な支援を実施するとともに、22歳の年度末まで施設等に入所が必要な者に対する費用の助成を行う。

●医療福祉制度の推進（厚生総務課国民健康保険室）

医療保険各法の規定による一部負担金を公費助成することによって受療を容易にし、健康の保持と生活の安定を図ることを目的に医療福祉制度を実施する市町村に対して、助成措置を講じこれを推進する。

- (1) 実施主体 市町村（1/2を県費補助）
 (2) 対象者 次に掲げる者で所得が一定額未満の者

区 分	対 象
妊 産 婦	妊娠届出日の属する月の初日から出産月の翌月末日まで
小 児	外来：0歳～小学6年生 入院：0歳～中学3年生
ひとり親家庭	18歳未満の児童を監護している母子（父子）家庭の母（父）及び児童等
重度心身障害者	身体障害者手帳1・2級、3級内部障害者、IQ35以下、障害年金1級、特別児童扶養手当1級等

- (3) 給付内容 医療保険各法に定める一部負担金（但し、下表に定める自己負担額を除く）
 <自己負担額>

入 院	医療機関ごとに1日300円、月3,000円限度 （重度心身障害者は入院自己負担金なし）
外 来	医療機関ごとに1日600円、月2回限度 （重度心身障害者は外来自己負担金なし）

入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額は全額自己負担

⑥生涯にわたる健康づくり

●第2次健康いばらき21プランの推進（保健予防課）

健康いばらき21プランの全県的な推進を図るため、県民総ぐるみによる健康づくり運動を展開する。

- (1) 健康いばらき推進協議会の運営
- (2) 県民総ぐるみによる健康づくり運動の展開
 - ・健康づくりの模範的な事例の顕彰
 - ・ヘルスロードの推進
 - ・8020・6424運動の推進
 - ・受動喫煙防止等のたばこ対策の推進
 - ・「いばらき元気ウォークの日」の推進
 - ・健康づくり、介護予防及び医療費適正化のための大規模コホート研究事業の実施
 - ・健康づくりの取組を促すための普及啓発



いばらきヘルスロード

日本一平坦な茨城県を歩いて発見、健康増進にチャレンジできる。
 コース指定状況：329コース、1,171.1km、（平成29年3月末現在）



8020・6424運動（歯の健康づくり）

8020（ハチマルニイマル）「80歳で20本以上の歯を保つ」
 6424（ロクヨンニイヨン）「64歳で24本以上の歯を保つ」「むし歯にしない」の2つの意味を持つ茨城県独自目標

●茨城県食育推進計画の推進（保健予防課）

食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む。

- (1) 食育支援連絡会の開催
- (2) 食育推進運動の展開
 - ・食育支援ネットワーク事業
 - ・若い世代の食育推進事業
 - ・いばらき食育推進大会の開催
- (3) いばらき健康づくり支援店推進事業
 - ・いばらき健康づくり支援店及びいばらき健康づくり支援店登録弁当の推進

「合い言葉はおいしいな」食育スローガン
 食育を実践するには何から始めればよいか基本となるもの
 お おはよう、ごはんを食べましょう
 い いただきます、ごちそうさまをいみましょう
 し しっかり野菜を食べましょう
 い いばらきの食べ物を味わいましょう
 な なかよくみんなで食事を楽しみましょう

- (4) ヘルシーメニュー普及啓発事業
- ・飲食店・給食施設のためのヘルシーメニューの募集, リーフレットの作成

●生活習慣病対策の推進（保健予防課）

(1) 生活習慣病予防対策推進事業

県, 市町村, 茨城県医師会及び健康づくり関係団体の連携により, 県民を対象としたフォーラムや健康教室などを開催し, 県民への生活習慣の改善と健診受診率の向上などに関する普及啓発を推進する。

(2) 糖尿病重症化予防栄養ケア事業

糖尿病の重症化予防のため, 管理栄養士を診療所等へ派遣し, 糖尿病患者への栄養食事指導の充実を図る。

●精神医療体制の充実（障害福祉課, 病院局）

(1) 精神科救急医療体制の整備

病状の悪化等により速やかな医療及び保護が必要となった精神障害者に対して, 適切な医療を提供できる精神科救急医療体制の充実を図る。

(2) 精神医療ネットワーク体制の充実

県立こころの医療センターを中核に保健・福祉・病院等が連携し, 総合的な自殺予防・心の健康づくりなどの充実を図る。

●自殺対策（障害福祉課）

地域自殺対策推進センターを設置し, 相談支援体制の強化, 人材の養成, 普及啓発を柱とした自殺対策を推進する。

- ・電話相談「いばらきこころのホットライン」の運営や茨城いのちの電話相談への支援
- ・ゲートキーパーの養成, 認知行動療法研修
- ・関係機関とのネットワークの強化
- ・市町村の自殺対策行動計画策定のための支援等

●薬物乱用防止対策の推進（薬務課）【再掲 P. 27 参照】

(2) 人にやさしい快適な生活環境づくり

<p>①人口減少社会に対応した生活基盤の確保</p>	<ul style="list-style-type: none">●地域公共交通の確保（交通政策課）<p>地域の実情に応じた運行形態、運行ルートなど広域的な公共交通ネットワークのあり方について、県、市町村、交通事業者等からなる協議会で検討を行い、関係者で協議が整った路線については、広域路線バスの実証運行を実施する。</p>●鉄道バス乗継利便性向上モデルの構築（交通政策課）<p>市町村、住民、大学等と連携し、鉄道駅を中心として各拠点を結ぶ公共交通システムのモデルを構築する。</p>●広域公共交通ネットワーク再構築の支援（交通政策課）<p>広域バス路線の再編や新設に取り組む市町村に対し、バス運行経費の助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象市町村 広域バス路線の再編や新設を実施する市町村・補助対象事業 バス路線の運行経費●地域鉄道への支援（交通政策課）<p>地域住民にとって重要な公共交通機関である地域鉄道を支援するため、中小鉄道事業者が行う安全性向上に資する設備の整備や土木構造物の長寿命化に資する補強等に対し助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象事業 生活交通確保維持改善事業計画等に基づき実施される鉄道軌道安全輸送設備等整備事業、老朽化対策事業及びインバウンド対応型鉄軌道車両整備事業・補助対象路線 真岡鐵道真岡線、関東鉄道常総線・竜ヶ崎線、鹿島臨海鉄道大洗鹿島線、ひたちなか海浜鉄道湊線●地方バス路線への支援（交通政策課）<p>地域にとって必要なバス路線の維持を図るため、広域的・幹線的な路線に対し、運行経費の助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象事業者 県内全域の乗合バス事業者・補助対象路線 生活交通確保維持改善計画等に基づき運行される広域的・幹線的路線（複数市町村にまたがるもの、1日当たり運行回数3回以上など）●生活交通の支援（交通政策課）<p>県北山間地域における生活交通の確保を図るため、廃止代替バスなどの運行や車両購入に対し、助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象市町村 廃止されたバス路線を代替運行する県北山間地域の6市町・補助対象事業 代替バスや乗合タクシーなどによる廃止バス路線の代替運行、ジャンボタクシーの購入●ノンステップバスの導入支援（交通政策課）<p>子供や妊婦、高齢者等の移動の利便性や安全性の向上を図るためノンステップバスを導入する事業者に対し、助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象事業者 路線バス事業者、路線バス貸与事業者・補助対象経費 生活交通確保維持改善計画等に基づき導入されるノンステップバス車両購入費（車両本体、車載機器類） ※平成24年度からは中古車両も補助対象とした●公共交通空白地域の解消支援（交通政策課）<p>交通空白地域の解消を図るため自家用有償旅客運送等に取り組む市町村に対し、その立ち上げ費用の助成を行う。</p><ul style="list-style-type: none">・補助対象市町村 自家用有償旅客運送等を導入しようとする市町村
----------------------------	--

- ・補助対象経費 立ち上げ経費（車両整備費，研修費，バス停設置費など）

●水郡線の活性化（交通政策課）

県北地域のさらなる誘客と振興を図るとともに，水郡線及び沿線地域の活性化を図るため，県・沿線市町・JR等が連携して，PR活動及び関連イベント等を展開する。

●公共交通活性化の推進（交通政策課）

県，市町村，交通事業者等で構成する「茨城県公共交通活性化会議」を活用し，公共交通利用促進キャンペーンや助成事業等の実施を通じて，地域公共交通の活性化に取り組む。

- ・公共交通研究会，公共交通ネットワーク会議の開催
- ・県民向け公共交通利用啓発ツールの作成・配布
- ・公共交通の利用促進活動に取り組む団体等に対する活動費用の助成

●生活環境づくりの支援（地域計画課・県北振興課）

急激な人口減少や少子高齢化が進む中，買物支援等の生活支援サービスの維持・確保に取り組む市町村を支援し，安心して暮らせる生活環境づくりを進める。

- ・仕組みづくり支援（生活支援サービス実施に係る調査，検討・調整等）
- ・買物不便地区等への買物支援（移動販売，買物代行，ミニスーパー設置等）
- ・見守り等との連携サービス支援（郵便局，宅配事業者等と連携した見守りサービス等）
- ・その他先進的な取組支援（生活支援サービスへのICT活用等）

●安全で快適な交通環境の整備（道路維持課，公園街路課）

(1) 交通安全施設等整備事業

交通事故による死亡者の増加を抑制し，子どもや高齢者等が安心して生活できる環境を形成するため，通学路の歩道整備や老朽化した道路情報板などの交通安全施設等を整備する。

(2) 無電柱化の推進

都市景観や防災性の向上，歩道空間のバリアフリー化，良好な住環境の形成，歴史的な街並みの保全等を図るため，無電柱化の取り組みを推進する。

(3) 道路ボランティアサポート事業

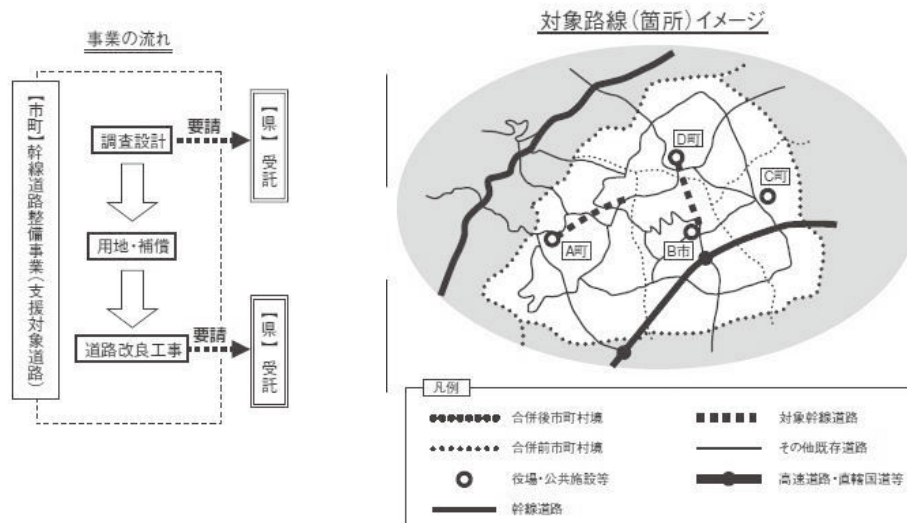
公共施設を県民共有の財産としてとらえた多様な維持管理方策の一つとして，地域の住民団体等と行政が協働して道路の清掃美化活動を行う。

●生活を支える道路の整備（道路建設課）

合併市町村幹線道路緊急整備支援事業

新市町の一体性の確立や均衡ある発展に必要な市町村幹線道路の整備を支援する。

- ①対象市町 合併特例債の適用を受けられる合併市町
- ②補助期間 平成16～37年度
- ③対象事業 合併特例債を活用し広域的な交通ネットワークを形成する全体事業費が概ね5億円以上の道路整備事業
支援対象道路：19市町42路線
- ④事業内容
 - ・市町自己負担額の7割を後年度（元利償還時）に補助
 - ・市町からの要請に応じて，調査・設計及び工事等の業務について県が受託



●街路の整備（公園街路課）

都市における円滑な交通を確保するとともに、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図るため、街路の整備を推進する。

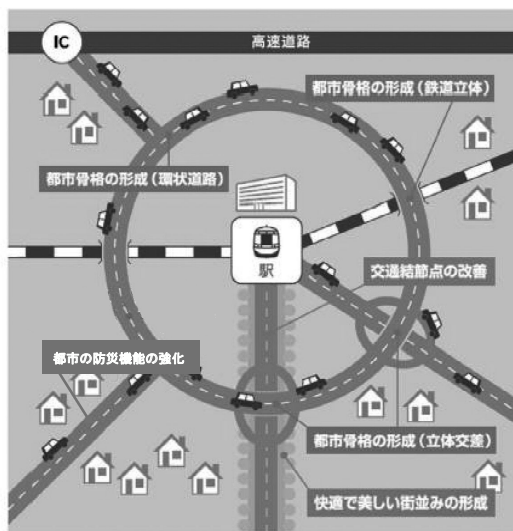
(1) 都市骨格の形成

- ・広域的な幹線道路

中大野中河内線（水戸市酒門町）、新都市中央通り線（つくば市面野井）、萱丸東西線（つくば市西栗山）など

- ・主要交差点や鉄道の立体交差化

鮎川停車場線（日立市鮎川町）、十王北通り線（日立市十王町）、平野杉本線（那珂市瓜連）など



(2) 交通結節点の改善（まちづくりの核となる駅前道路等の整備）

上菅谷下菅谷線（那珂市菅谷）、石下駅中沼線（常総市新石下）など

(3) 快適で美しい街並みの形成（幅広の歩道，電線類の地中化）

宮中清水線（常陸大宮市上町）、赤塚駅北線外1線（水戸市赤塚）など

(4) 都市の防災機能強化（津波避難路，緊急輸送道路等）

水戸駅平須線（水戸市常磐町）、宮中佐田線（鹿嶋市宮中）など

②みんなが住
みたくなる
潤いのある
まちづくり

●都市計画の推進（都市計画課、建築指導課）

(1) 都市計画区域マスタープランと線引きの見直し

人口減少、少子高齢社会の到来や社会経済情勢の変化を踏まえ、地域特性を活かした個性豊かな都市づくりを実現するため、定期的に都市計画区域マスタープランと線引き（市街化区域と市街化調整区域との区分）の見直しを進める。

(2) 集約と連携のまちづくり

人口減少や超高齢化社会の進行を見据え、「集約と連携」による将来都市構造の実現に向け、市町村と連携して取り組む。

(3) 市街化調整区域における土地利用制度の活用

①地区計画

市町村が計画的・効率的なまちづくりを推進するため、住宅や地域のコミュニティの維持のために必要な利便施設等の誘導が可能となる地区計画制度の活用を促進する。

②区域指定

本制度は、市町村長の申し出により知事が指定（施行時特例市、事務処理市町村では市町村長が指定）した区域内であれば、申請者の出身要件等を問うことなく、住宅や小規模の店舗等の建築が可能となる制度であり、市町村独自のまちづくりが期待されることから、活用の推進を図る。

●都市基盤の整備（都市整備課、建築指導課）

(1) 土地区画整理事業

既成市街地における都市機能の更新や、新市街地における住宅地等の供給及び都市近郊集落の生活環境整備を図るため、土地区画整理事業を促進する。

<本県における土地区画整理事業の施行状況>

(H29. 4. 1 現在)

施行区分（事業主体）	箇所数	面積 (ha)	完了・換地処分済		施行中	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
個人・共同	17	95.2	17	95.2	-	-
土地区画整理組合	178	3,259.9	169	3,020.6	9	239.3
公共団体	99	4,802.4	76	3,205.4	23	1,597.0
行政庁	22	1,860.6	22	1,860.6	-	-
都市再生機構	28	3,983.0	27	3,793.1	1	189.9
計	344	14,001.1	311	11,974.9	33	2,026.2

(2) 市街地再開発事業

都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を促進する。

<本県における施行中の市街地再開発事業>

(H29. 4. 1 現在)

施行地区名	事業主体	面積 (ha)	施行年度	総事業費 (億円)	施設建築物整備	公共施設整備	進捗状況	所管
土浦駅前北 (土浦市)	市	約 0.8	H19~H29	約 76	1棟 地上4階 延床約 13,060 m ²	都市計画道路	施設建築物工事 施行中	都市局

●都市景観の形成（都市計画課、建築指導課）

潤いと豊かさを楽しめる快適な都市環境づくりを進めるため、景観形成条例や屋外広告物条例に基づく施策を推進するとともに、良好な景観形成への取組について県民へのPR等を実施する。

(1) 都市景観形成推進事業

- ・大規模行為届出審査及び同審査に係る市（権限移譲市に限る）への助言

(2) 屋外広告物適正表示の推進

- ・屋外広告物適正表示推進月間及び屋外広告物美化強調月間のキャンペーンの実施
- ・住民参加の違反広告物除去活動への支援

●都市公園の整備（公園街路課）

増大する県民のレクリエーション，スポーツ需要に応えるため，また，都市環境保全と新たな地域振興施策として地域の特性を生かした広域公園等の整備のほか，防災機能強化公園においては防災機能の強化を進める。

(H29. 5. 1 現在)

事業団体	公園名	所在地	全体計画面積 ha	事業計画		計画期間	事業内容	進捗状況
				面積 ha	事業費 億円			
国	国営ひたち海浜公園	ひたちなか市	350.0	350.0	約 450	S58～	首都圏の広域レクリエーション需要に応える大規模公園として整備する	開園面積 199.5ha
県	偕楽園公園	水戸市	63.8	63.8	約 176	S43～	本県を代表する観光拠点として，魅力・利便性をより一層向上させる整備を進めるほか，防災機能の強化を図る	開園面積 58.0ha
	笠間芸術の森公園	笠間市	54.6	54.6	約 162	S56～	伝統芸能と新しい造形美術をテーマとし，芸術文化の香り高い公園を整備するほか，防災機能の強化を図る	開園面積 35.9ha
	大洗公園	大洗町	46.7	46.7	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 44.4ha
	沢渡川緑地	水戸市	18.7	18.7	—	S58～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 6.9ha
	弘道館公園	水戸市	3.2	3.2	—	H27～	保存活用計画を策定し，計画に基づく施設の修繕等を実施する	開園面積 3.2ha
	千波公園	水戸市	6.4	6.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 6.4ha
	茨城空港公園	小美玉市	19.3	19.3	約 30	H18～	首都圏の北の玄関口である茨城空港のエントランスエリアであるとともに，災害時には広域防災拠点となる公園として整備する	開園面積 5.5ha
	大子広域公園	大子町	61.0	60.4	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 60.44ha
	港公園	神栖市	7.5	7.5	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 7.5ha
	鹿島灘海浜公園	鉾田市	76.2	27.0	約 52	S58～	豊かな自然を活かし，健康増進やレクリエーション活動の広域的な拠点となる公園を整備するほか，防災機能の強化を図る	開園面積 20.3ha
	北浦川緑地	取手市	12.5	12.5	約 42	H2～	良好な水辺自然環境の保全を活かし，スポーツレクリエーションなどに活用できる緑のオープンスペースとなる緑地を整備するほか，防災機能の強化を図る	開園面積 5.9ha
	洞峰公園	つくば市	20.0	20.0	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 20.0ha
	霞ヶ浦総合公園	土浦市	10.3	10.3	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 10.3ha
	県西総合公園	筑西市	55.8	24.8	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 24.8ha
砂沼広域公園	下妻市	80.1	80.1	—	H22～	安全安心な公園にするため老朽化した施設等の改築・更新を実施する	開園面積 25.56ha	

※H29 年度に整備等を行う公園のみ掲載

●都市緑化の推進（公園街路課）

緑豊かな潤いのある生活環境を確保するためには，都市公園などの公的な緑地の整備を積極的に進めるとともに，民有地の緑化を促進することが不可欠である。

そのため，緑の保全，創出，活用に関する県民の意識を高め，行政と住民等の適切な役割分担のもとに相互に連携・協力し，緑化を推進する必要がある。

県ではこれらの施策を総合的に推進するため，以下の事業を展開する。

- ・春季（5月）・秋季（10月）いばらき都市緑化フェスティバルの実施
- ・都市緑化推進委員会の開催
- ・茨城県都市緑化功労者の表彰
- ・緑化団体の活動支援

●やさしさのまち「桜の郷」整備事業（長寿福祉課）

高齢者をはじめすべての人々が、安心して、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、医療・福祉等の機能を備えユニバーサルデザインに配慮した「人にやさしいまちづくり」のモデルとして整備する。

整備地	東茨城郡茨城町桜の郷
整備面積	約 57ha
整備施設	水戸医療センター、福祉施設、保育所、 県営住宅、商業施設等
経過	H13 造成開始、H16 水戸医療センター開院、 福祉施設開所、H20 保育所開所、H24 福祉 施設開所、H27 食品スーパー他開店、赤十 字血液センター開所

「桜の郷」の基本理念



●住民参加のまちづくりの推進（都市計画課）

住民のまちづくりに対する意識を高めることにより、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりの推進を図る。

- ・まちづくりシンポジウムの開催
- ・まちづくりグリーンリボン賞及びまちづくりグッドサイン賞の表彰

●ゆとりある住まいの整備（住宅課）

豊かさを実感できるゆとりある住まいづくりを実現するため、県民の住生活の質の向上を目指した住宅政策を積極的に推進する。

(1) 公的賃貸住宅の供給

既存ストックの長寿命化工事などを計画的に進め、住宅に困窮する低額所得者層を対象に、良好な居住環境を備えた公営住宅を供給する。

建替	桜川西アパート（水戸市）など過年度着工分を含め 46 戸
長寿命化型改善	末広アパート（日立市）など 443 戸の外壁改修や屋上防水などを実施
エレベーター改修	松代アパート（つくば市）など 2 基

(2) 住宅供給体制の充実

地域に適した良質な木造住宅の円滑な供給を図るため、大工・工務店等の地域住宅産業の活性化を支援する。

(3) 総合的な住宅情報の提供

県民が安心して住まいづくりに取り組めるよう、茨城住まいの情報館やHP等で住宅取得に関する様々な情報をわかりやすく提供する。また、住まいに関する相談・支援体制の充実を図る。

●地域コミュニティの活性化の推進（生活文化課県民運動推進室）

コミュニティ団体同士の協働とネットワーク化の推進により地域活動団体の自立的な活動を後押しし、地域の課題解決等を通じて新たな共助社会づくりの担い手を育成する。

●「大好き いばらき 県民運動」の推進（生活文化課県民運動推進室）

「大好き いばらき 県民会議」と連携し、市町村単位の活動推進組織の設立促進や県民運動地域推進員（ネットワークャー）の増員などにより、県民運動の一層の定着化と地域社会活動の活発化を図る。

<大好き いばらき 県民会議>

設立：平成7年9月4日

所在：水戸市三の丸1-5-38 茨城県三の丸庁舎2階

(TEL) 029-224-8120 (FAX) 029-233-0030

内容：県民、団体、企業、行政が一体となって、やさしさとふれあいのある茨城づくりを

③ともに助け合う社会づくり

推進する組織。

(H29. 3. 31 現在)

項 目	総 数
市町村県民運動推進組織	6 組織 (6 市町村)
ネットワーク等連絡協議会	44 団体 (42 市町村)
ネットワーク数	1,156 人

●NPOと行政との協働の推進（生活文化課県民運動推進室）

NPOや地縁型団体の活動情報等を提供し、ボランティア活動などに対する県民の関心を高め、地域社会活動への参加を促進する。

(1) NPOと行政との協働を促進するための環境整備

- ・NPO法人の設立認証及び事前相談
- ・NPO法人の認定又は仮認定
- ・県内活動団体に対する広報
- ・庁内調整及び市町村広報

【NPO法人の設立認証法人累計数】

(H29. 3. 31 現在)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
431	462	496	552	593	696	731	751	784	816

(2) 交流サロニーいばらきの管理運営

(NPO向け交流講座の開催、印刷機器や会議室等の提供等)

【交流サロニーいばらき利用者数（人）】

(H29. 3. 31 現在)

H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
10,088	10,628	10,703	9,333	7,543	2,273	9,220	11,356	14,544	15,156

※三の丸庁舎工事のため、H23. 12. 1～H24. 12. 11の間は交流サロニー休館

●共助社会づくりの推進（生活文化課県民運動推進室）

行政課題の高度化、多様化が進み、行政単独では十分に対応できない場合も生じてきていることから、NPOや企業など、多様化する共助社会づくりの担い手が相互に連携しながら住民を支え、また住民自身も担い手の一人として参画する共助社会づくりを進める。

- ・NPOと行政との協議の場づくり
→NPO組織基盤強化セミナー
→共助社会づくりフォーラム

●地域活動団体等による地域の活性化（生活文化課県民運動推進室）

地域活性化を図るため、地域活動団体等の自主的・主体的な取組を支援する。

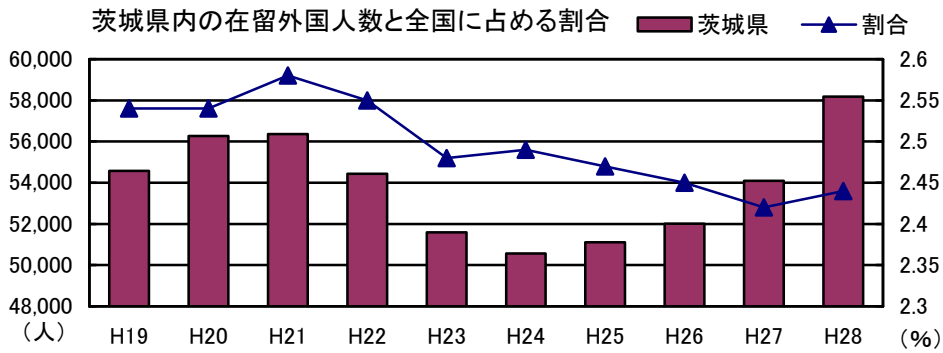
●多文化共生社会づくりの推進（国際課）

○多文化共生社会推進事業

在住外国人が地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会を推進するため、生活習慣、文化等について相互理解を図り、活力ある地域社会を目指す。

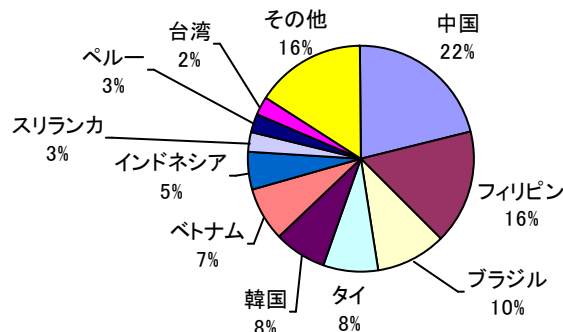
- ・外国人の子ども支援
- ・在住外国人防災協力者の育成
- ・外国人の受け入れ体制づくり

【在留外国人数（「在留外国人統計」（法務省）各年12月末現在）】



(人)	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全 国	2,152,973	2,217,426	2,186,121	2,134,151	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822
茨城県	54,580	56,277	56,362	54,439	51,598	50,562	51,107	52,009	54,095	58,182
割合	2.54%	2.54%	2.58%	2.55%	2.48%	2.49%	2.47%	2.45%	2.42%	2.44%

県内在留外国人の国籍別割合 (平成28年12月末現在)



④快適な生活
衛生環境の確保

●水資源開発事業の促進 (水・土地計画課)

霞ヶ浦導水事業、八ッ場ダム建設事業及び思川開発事業の水資源開発事業を促進し、水の安定的な確保に努める。

(1) 霞ヶ浦導水事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事業費	約1,900億円
工期	昭和51年度～平成35年度(予定)

②事業効果

利水	新規都市用水の開発(全体9.026m ³ /秒のうち本県分5.2m ³ /秒)
治水	霞ヶ浦・桜川(千波湖)の水質浄化, 流水の正常な機能の維持

(2) 八ッ場ダム建設事業

①事業概要

事業主体	国土交通省
事業費	約5,320億円
工期	昭和42年度～平成31年度(予定)

②事業効果

利水	新規都市用水の開発(全体22.209m ³ /秒のうち本県分1.09m ³ /秒), 発電
治水	利根川の洪水調節, 流水の正常な機能の維持

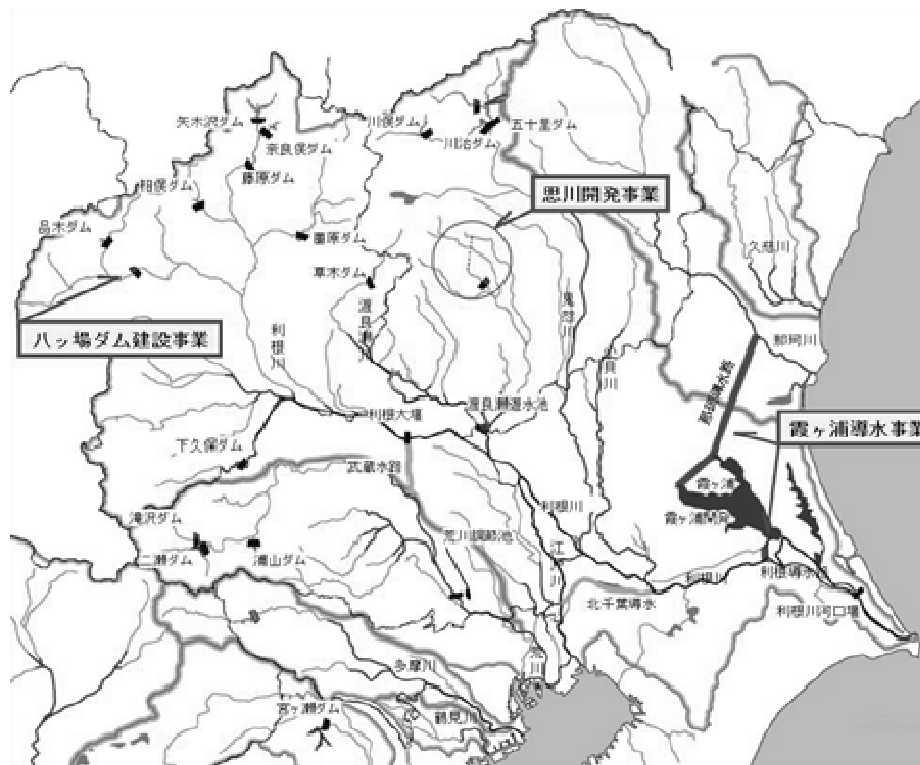
(3) 思川開発事業

①事業概要

事業主体	(独) 水資源機構
事業費	約 1,850 億円
工期	昭和44年度～平成36年度(予定)

②事業効果

利水	新規都市用水の開発(全体 2.984 m ³ /秒 うち古河市・五霞町分 0.686 m ³ /秒)
治水	思川・利根川の洪水調節, 流水の正常な機能の維持



●上水道の整備(生活衛生課, 企業局業務課)

県民に安全で安心できる良質な水道水を安定的に供給するため「各広域的水道整備計画」に基づき水道用水供給事業を実施し、広域的な供給体制の整備を推進する。

広域水道用水供給事業概要

名称	県南広域水道用水供給事業	鹿行広域水道用水供給事業	県西広域水道用水供給事業	県中央広域水道用水供給事業	合計
給水対象市町村等	7市町村1企業団	5市	13市町	10市町村1企業団	33市町村2企業団 [37市町村]
1日最大給水量	(306,075 m ³) 306,075 m ³	(108,000 m ³) 108,000 m ³	(80,000 m ³) 80,000 m ³	(240,000 m ³) 78,000 m ³	(734,075 m ³) 572,075 m ³ 78%
取水河川等	霞ヶ浦・地下水・利根川	北浦・鰯川	霞ヶ浦・鬼怒川・利根川	那珂川・澗沼川	—
計画給水人口	661,500人	293,680人	570,211人	931,300人	2,456,691人
給水開始	昭和35年12月	昭和43年8月	昭和63年4月	平成4年1月	—
建設期間(改築期間)	昭和32～平成30年度(平成16～31年度)	昭和41～平成30年度	昭和55～平成30年度	昭和60～平成30年度	—
平成29年度の主な事業内容等	<ul style="list-style-type: none"> 霞ヶ浦浄水場改築(Ⅱ期)事業(～31年度) 管路更新(耐震化)事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 管路更新(耐震化)事業 建築物耐震化事業 事業間連絡管整備事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業間連絡管整備事業 管路更新(耐震化)事業等 	<ul style="list-style-type: none"> 管路更新(耐震化)事業 中央監視制御設備更新事業等 	—

(注1)「1日最大給水量」は平成29年4月1日現在の施設能力 ()内は計画の施設能力
 (注2) かずみがうら市, 石岡市は, 県西広域及び県中央広域の2事業に含まれる。
 (注3) 土浦市は, 県南広域と県西広域の2事業に含まれる。



●下水道の整備 (下水道課)

生活環境の改善と河川・湖沼など公共用水域の水質保全を図るため, 流域下水道等の整備推進及び適正な管理運営に努める。また, 公共下水道の整備を促進するため, 市町村に支援を行う。

事業名	豊ヶ浦湖北流域下水道	豊ヶ浦南流域下水道	那珂久慈流域下水道	豊ヶ浦北郷流域下水道	利根左岸さしま流域下水道	鬼怒小貝流域下水道	小貝川東部流域下水道	前島臨海特定公共下水道
関係市町村	土浦市, 石岡市, かずみがうら市, 小美玉市, 岡見町	龍ヶ崎市, 牛久市, つくば市, 船敷市, 河内町, 利根町	水戸市, 日立市, 常陸大田市, ひたちなか市, 常陸大宮市, 那珂市, 大洗町, 城里町, 茨城町	潮来市, 行方市	古河市, 茨城市, 境町	下妻市, 常陸市, 筑西市, 八千代町	下妻市, つくば市, 筑西市, 桜川市 ※下妻市は未供用	神栖市
計画人口	289,300人	419,488人	377,980人	28,400人	60,041人	86,301人	50,434人	81,160人
計画汚水量	164,800 m ³ /日	268,000 m ³ /日	236,200 m ³ /日	14,100 m ³ /日	30,100 m ³ /日	42,340 m ³ /日	27,000 m ³ /日	330,000 m ³ /日
処理場	豊ヶ浦浄化センター	利根浄化センター	那珂久慈浄化センター	潮来浄化センター	さしまアクアステーション	きぬアクアステーション	小貝川東部浄化センター	浜芝処理場
放流先	豊ヶ浦	利根川	太平洋	常陸利根川	利根川	鬼怒川	小貝川	太平洋
事業開始年度	S48年度	S48年度	S62年度	S58年度	H2年度	H4年度	H8年度	S44年度
総事業費	1,260億円	1,400億円	1,423億円	230億円	257億円	493億円	396億円	793億円
整備状況	昭和54年1月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 101,000 m ³ /日の水処理施設が完成	昭和61年6月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 200,000 m ³ /日の水処理施設が完成	平成元年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 131,200 m ³ /日の水処理施設が完成	昭和61年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 11,250 m ³ /日の水処理施設が完成	平成9年6月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 9,000 m ³ /日の水処理施設が完成	平成11年7月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 8,120 m ³ /日の水処理施設が完成	平成15年4月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 1,480 m ³ /日の水処理施設が完成	昭和46年9月処理開始 ・現在まで幹線管渠は完成し, 168,000 m ³ /日の処理施設が完成
H29年度事業内容	・中央監視制御設備改築工事 ・1号送風機長寿命化工事 ・重力濃縮機械改築工事	・魚床ろ過装置等改築工事 ・釜崎ポンプ場ポンプ改築工事 ・釜崎ポンプ場電気設備改築工事 ・汚泥処理中央監視制御設備改築工事 ・二次ポンプ棟コントロールセンター改築工事 ・管渠改築工事	・神田川浄水機械・電気設備改築工事 ・汚泥処理中央監視制御設備改築工事 ・管渠改築工事	・3次処理設備改築工事 ・管渠改築工事	・汚泥焼却調整計画策定	・ポンプ場監視制御設備改築工事 ・汚泥処理棟前室補強工事 ・千代川第1ポンプ場自家発電設置工事	・ポンプ場監視制御設備改築工事 ・中央監視制御設備改築工事 ・明野ポンプ場防食工事	・A系水処理施設機械電気設備改築工事 ・中央監視制御設備改築工事 ・管渠改築工事

○那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業
 関連団体 水戸市, 日立市, ひたちなか市, 北茨城市, 笠間市, 茨城町, 城里町, 日立・高萩広域下水道組合
 平成28年度末においては, 処理能力200t/日の焼却炉で, 約118t/日の処理を行っている。

流域関連市町村数: 30市町村

- 流域関連公共下水道
- 流域関連特定環境保全公共下水道

※事業種別は平成28年度単年度の実施状況を示す。



●農村における生活排水対策の推進（農村環境課）

農業用排水の水質保全，農業用排水施設の機能維持と農村生活環境の改善を図り，併せて公共用水域の水質保全に寄与するため，農業集落におけるし尿，生活雑排水等の汚水，汚泥または雨水を処理する施設を整備する。

事業名	地域	地区数	事業内容	備考
農業集落排水事業	一般	9 [4]	汚水処理施設 管路施設	事業主体：市町村 農業振興地域 受益戸数 20 戸以上 人口 1,000 人程度
	霞ヶ浦流域	3 [2]		
	計	12[6]		

※地区数欄 [] は「改築」の地区数で内数

●動物の愛護管理対策の推進（生活衛生課）

平成 27 年 10 月に改定した「茨城県動物愛護管理推進計画」に基づき，人と動物が共生する地域社会の実現に向けて，県民一人ひとりに動物を愛護する心を育み，動物に対する正しい知識や習性を理解した飼育方法等を普及するため，愛護施策を展開する。一方で，動物が人の生命，身体，財産等に危害を加え，生活環境を害することがないように，適正な動物の飼養管理について，飼い主への普及啓発を推進する。

(1) 動物愛護の推進

動物愛護キャンペーン事業や，各種広報媒体の活用等によって，広く県民に対し，動物を終生に渡って適正飼養することの大切さや，不妊去勢手術の必要性などを啓発するとともに，動物愛護を担うひとづくり，学校教育との連携等動物愛護推進活動の一層の強化に努め，動物愛護意識の高揚を図る。

(2) 狂犬病予防対策の促進

広報リーフレット、ポスター及び各種広報媒体を活用した県民啓発や、県、市町村及び県獣医師会との連携を強化し、市町村が行う犬の登録及び狂犬病予防注射業務の円滑な促進に努める。

(3) 犬猫殺処分ゼロに向けた取組み

平成 28 年 12 月に「茨城県犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を制定し、犬猫の更なる殺処分頭数の削減に向けて、県又は犬猫の所有者の責務を明確にする他、市町村及び民間団体への支援を規定した。この条例の目的を達成するために以下の事業を実施し、殺処分ゼロを目指していく。

①県民意識醸成事業

犬猫殺処分ゼロを目指すことの周知、シンポジウムの開催

②犬猫殺処分ゼロ推進活動支援事業

民間団体等が行う殺処分頭数減少につながる取組みに対する支援

③地域猫活動推進事業（飼い主のいない猫対策）

市町村と連携して、地域が取り組む地域猫活動を支援、猫の不妊去勢手術費の補助

④犬の放し飼いゼロ推進事業

放し飼いや迷子犬等の情報を県や市町村が共有するための新たなシステムを構築

⑤譲渡犬猫の飼育管理費補助事業

動物指導センターに収容された犬猫について、民間団体等が新たな飼い主を探すまでの飼育費に対する補助

⑥不妊去勢手術実施事業

動物指導センターから民間団体等に犬又は猫を譲渡する際に、希望により不妊去勢手術を実施

●生活衛生対策の充実（生活衛生課）

県民の生活に密接に関係している生活衛生関係営業施設や特定建築物等の衛生水準の向上を図るため、生活衛生対策の充実に努める。

(1) 生活衛生関係営業の許認可・監視指導

理容所、美容所、クリーニング所における衛生措置の確認、興行場、旅館、公衆浴場に対する許可を通じて開業時の衛生確保を図るとともに、監視指導によりその衛生水準の維持向上を図る。

(2) 入浴施設におけるレジオネラ症発生防止のための衛生管理徹底の指導

旅館及び公衆浴場におけるレジオネラ症発生防止を図るため、県条例及びガイドラインに基づき衛生指導を行う。

(3) 特定建築物等に対する衛生確保のための指導

不特定多数の者が利用する特定建築物や遊泳用プールに対し立入検査を行い、衛生水準の維持向上のための指導を行う。

(4) シックハウス・居住衛生に関する相談体制の充実

衛生害虫をはじめとした様々な居住衛生に関する相談に対応する。

(3) 安全・安心な暮らしが確保された社会づくり

①災害に備えた強靱な県土づくりと防災・危機管理体制の強化

●災害医療体制の整備（厚生総務課）

災害時における医療を確保するため、24時間対応可能で高度な診療機能を有する災害拠点病院の整備促進を図るとともに、災害の急性期（48時間以内）に活動する災害派遣医療チーム（DMAT）の体制整備を行う。

〔災害拠点病院の指定状況〕

区 分	医 療 圏	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	全 県	水戸赤十字病院、水戸医療センター
地域災害拠点病院	水 戸	県立中央病院、水戸済生会総合病院
	日 立	株式会社日立製作所日立総合病院
	常陸太田・ひたちなか	株式会社日立製作所ひたちなか総合病院
	鹿 行	土浦協同病院なめがた地域医療センター
		鹿島労災病院
	土 浦	総合病院土浦協同病院
	つ く ば	筑波メディカルセンター病院、筑波大学附属病院
	取手・竜ヶ崎	J Aとりで総合医療センター
	筑 西・下 妻	県西総合病院
	古 河・坂 東	古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院

〔DMATを有する医療機関〕

（平成29年4月1日現在）

医 療 機 関 名	DMAT数（チーム）
水戸赤十字病院	3
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	3
県立中央病院	2
水戸済生会総合病院	2
水戸協同病院	1
株式会社日立製作所日立総合病院	1
株式会社日立製作所ひたちなか総合病院	1
土浦協同病院なめがた地域医療センター	2
鹿島労災病院	1
総合病院土浦協同病院	1
筑波メディカルセンター病院	3
筑波大学附属病院	3
J Aとりで総合医療センター	2
取手北相馬保健医療センター医師会病院	1
東京医科大学茨城医療センター	1
県西総合病院	1
古河赤十字病院	1
茨城西南医療センター病院	2
筑波記念病院	1
城西病院	1
計	33

●震災対策の強化（防災・危機管理課，消防安全課，厚生総務課，医療政策課，建築指導課，道路維持課）
東日本大震災を踏まえ再編した茨城県地域防災計画「地震災害対策計画編」・「津波災害対策計画編」等を基本に，震災対策事業を強力に推進する。

<震災対策事業の概要>

区 分	内 容
I 組織と防災情報ネットワークの整備・運用	<ul style="list-style-type: none"> ○震災対策の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県地域防災計画の改定 ・市町村地域防災計画の改定・助言 ・第5次地震防災緊急事業五箇年計画の推進 ・茨城県地震被害想定の見直し ○相互応援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・広域相互応援協定の円滑な運用 ・被災市町村へ支援チームを速やかに派遣する仕組みづくり ○自主防災組織の新規結成・育成の促進 ○防災情報ネットワーク等の運用 <ul style="list-style-type: none"> ・防災情報ネットワークシステム（災害情報共有システム，映像伝送システム等）の運用 ・防災センターの運用 ・震度情報ネットワークシステムの運用 ・防災ヘリコプターテレビ電送システムの整備・運用 ・市町村防災行政無線整備促進 ・消防救急デジタル無線システム及びいばらき消防指令センターの共同運用の支援 ・Lアラートの運用 ・Jアラートの運用 ・支援物資配送のためのシステムの構築
II 地震に強いまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修促進計画の推進 ○建築物の耐震化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の耐震化 ・避難所，病院，防災拠点などの耐震化の推進 ・県立学校の校舎等の補強工事の実施 ・中小企業地震災害防止対策融資の活用 ○土木施設の耐震化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁の耐震補強 ・緊急輸送道路の整備 ・耐震強化岸壁の整備 ○危険物施設の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対応マニュアル等作成の指導・助言
III 地震被害軽減への備え	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急輸送への備え <ul style="list-style-type: none"> ・県央・県西総合防災センターの管理運営 ○医療救護活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助医療品の備蓄 ・情報通信機器，災害派遣用医療資機材の整備 ○消火・救助活動への備え <ul style="list-style-type: none"> ・緊急消防援助隊登録市町村の車両・資機材整備促進 ・化学消火薬剤の備蓄 ・消防団の安全装備品の配備促進 ○被害者支援のための備え <ul style="list-style-type: none"> ・災害時救援物資の備蓄 ・流通在庫の推進 ・被災者生活再建支援制度による支援金の支給 ○二次災害の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・応急危険度判定土制度の推進
IV 防災教育・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ○防災思想・知識の普及啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき防災大学，防災研修会等の実施 ・収集した震災記録資料の公開 ・住民自らが適切な避難行動を学ぶためのモデル事業 ○防災訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村共催による総合防災訓練の実施

●避難行動要支援者対策（福祉指導課）

高齢者や障害者などの要配慮者で、災害時に自力で避難することが困難であり特に支援を要する避難行動要支援者の、避難誘導のための支援体制の適切な整備を図る。

・避難誘導のための支援体制の整備

市町村において避難行動要支援者に係る情報が記載されている避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難支援者や避難場所等を明確にした個別計画を策定し、災害時に速やかに安否確認や避難誘導ができるように支援体制の整備に努める。

●国民保護体制の強化（防災・危機管理課）

武力攻撃等が発生した場合において、県民の生命、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるよう「茨城県国民保護計画」に基づき、国民保護体制の充実強化を図る。

(1) 国民保護体制の充実強化

県、市町村及び警察、自衛隊等の関係機関における国民保護措置活動への習熟と関係機関相互の連携強化を図るため、国民保護訓練を実施するとともに、県国民保護計画がより実効的な計画となるよう、訓練の結果等により検証し、必要な修正を行う。

(2) 国民保護制度の普及啓発

武力攻撃等による被害を最小にするためには、県民の理解と協力が不可欠であることから、ホームページやイベントの活用及び講演会の開催等により、県民に対する国民保護制度の普及啓発に努める。

●鬼怒川緊急対策プロジェクト（河川課）

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨で甚大な被害を受けた鬼怒川下流域において、国、県、常総市など 7 市町が主体となり、ハード・ソフトが一体となった緊急的な治水対策を実施する。

【ハード対策】（事業費合計 約 600 億円）		【ソフト対策】
■鬼怒川や八間堀川等の河川整備を緊急的・集中的に実施		■住民の避難を促すための対策を国や沿川自治体と連携して実施
【鬼怒川 [国土交通省]】		<ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの整備とそれに基づく訓練 ・市町及び水防団が参加した重要水防箇所 の共同点検の実施 ・ハザードマップの改訂など
事業内容	堤防整備(かさ上げ, 拡幅), 河道掘削	
事業期間	H27~H32	
【八間堀川等 [茨城県]】		
事業内容	堤防整備(かさ上げ, 拡幅), 河道拡幅	
事業期間	H27~H29	

●海岸及び河川河口部の津波対策（河川課、港湾課、水産振興課）

東日本大震災からの復興に向け、津波や高潮による浸水対策として、海岸や河川河口部、港湾など、背後に住宅地や幹線道路を控えた緊急性の高い箇所の堤防の嵩上げ等を実施し、沿岸部の防護力の強化を図る。

事業名	対象箇所名	
津波対策強化事業	海岸	磯原海岸（北茨城市）、鹿嶋海岸（鹿嶋市）ほか5箇所
		大洗港区海岸（大洗町）、日立港区海岸（日立市）
		水木漁港区域（日立市）ほか6箇所
	河川	大北川（北茨城市）、花貫川（高萩市）ほか4河川

●土砂災害の防止（河川課、林業課）

土砂災害から県民の生命と財産を守るため、土砂災害警戒区域等の指定及び山地災害危険地区の把握やその周知を図るとともに、土砂災害防止のための施設整備を推進する。

事業名	対象箇所名
砂防事業	椎木平沢（つくば市）、鉾柄平沢（常陸太田市）等
急傾斜地崩壊対策事業	東真鍋町12（土浦市）、宮下（龍ヶ崎市）等
地すべり対策事業	大塚（常陸大宮市）、上原（大子町）等
治山事業	和久町（常陸太田市）、大子（大子町）等
山地災害危険地区等調査事業	笠間市、城里町 等

●海岸の整備（河川課、林業課、水産振興課）

侵食や津波、波浪等による被害から県民の生命と財産を守るため、海岸の保全対策を推進する。

事業名	対象海岸名
侵食対策事業	鹿嶋海岸（鹿嶋市）、日立海岸（日立市）、大津漁港海岸（北茨城市）等
海岸防災林造成事業	伊師地区（日立市）、上釜地区（鉾田市）等
海岸老朽化対策緊急事業	神岡上・磯原海岸（北茨城市）
津波・高潮危機管理対策緊急事業	日立海岸（日立市）

●河川の整備（河川課）

洪水による災害から県民の生命と財産を守るため、河川の改修を推進するとともに、水防体制の確立や河川情報提供システムの高度化・拡充を図り、災害に強い総合的な治水対策を展開する。

事業名	対象河川名
広域河川改修事業	恋瀬川（石岡市、かすみがうら市）、久慈川（大子町）等
総合流域防災事業	女沼川（古河市）、西谷田川（つくば市）等

●河川の緊急減災対策（河川課）

河川沿いに家屋が立地しているなどの治水上重要な区間について、堆積土砂の除去や樹木の伐採等の減災対策を緊急的・集中的に実施し、洪水時の浸水被害軽減を図る。

事業名	対象箇所名
河川緊急減災対策事業	新川、恋瀬川、梶無川ほか36箇所

●ダム of 適正な維持管理（河川課）

洪水被害の軽減及び都市用水の補給を確実にを行うため、老朽化したダムの管理設備の更新、修繕及び未利用水力エネルギーの有効活用を図るため、ダム管理用発電を実施する。

また、ダムの効率的な維持管理を進めるため、長寿命化計画の策定を実施する。

事業名	事業期間	事業内容
十王ダム堰堤改良事業	H25～H30	ダム管理用制御処理設備、電気設備（自家発電・受変電設備等）、テレメーター放流警報設備、取水放流設備、気象観測設備等の改良
水沼ダム堰堤改良事業	H27～H30	ダム管理用発電（小水力発電設備）の新設
ダム堰堤改良事業（長寿命化）	H26～H29	ダム長寿命化計画の策定

●農地災害の防止（農村計画課）

大雨等による災害や地盤沈下による影響から農地・農業用施設と農村地域を守るため、農業用排水施設の整備を推進する。

事業名	対象地区名
地盤沈下対策事業	豊田南2期地区(利根町)ほか4地区
湛水防除事業	新郷2期地区(古河市)ほか1地区
ため池等整備事業	報恩寺地区(常総市)ほか4地区

●**橋梁の長寿命化（道路維持課）**

老朽化する橋梁の増大に対応するため、従来の「対症的な補修及び架替え」から、長寿命化修繕計画に基づく「予防保全的な補修及び計画的な架替え」へ転換し、補修・架替え費用の縮減と平準化を図りつつ、橋梁の安全性・信頼性を確保する。

●**橋梁の耐震化（道路維持課）**

災害時の救援支援活動や物資輸送活動を円滑に進めるために、緊急輸送道路における橋梁の耐震化を進め、緊急輸送道路ネットワークの機能を確保する。

●**大規模建築物等耐震化支援（建築指導課）**

耐震改修促進法の改正（H25.11.25施行）により、多数の者が利用する病院、旅館などの大規模建築物等について、耐震診断の義務付け及び結果の公表など規制が強化された。これに伴い、国の助成制度を活用した耐震診断等補助事業を実施する市町村と連携し、民間建築物の耐震化促進を図る。

●**宅地耐震化事業の推進（建築指導課）**

地震時における大規模盛土造成地の滑動崩落による住宅被害を軽減するため、市町村が行う大規模盛土造成地マップの作成を支援し、住民への情報提供を図る。

●**木造住宅耐震化支援（建築指導課）**

地震発生による人命への重大な被害を抑止し、市民生活への影響を軽減するため、市町村と連携し、木造住宅の耐震化の促進を図る。

●**原子力安全対策の強化（原子力安全対策課）**

(1) 原子力施設等の安全確保

原子力安全協定に基づき、原子力事業者から事業活動や事故・故障等の報告を受けるとともに、原子力施設等への立入調査等を通じて安全確保を推進する。また、茨城県原子力安全対策委員会等において、原子力施設の新規制基準への適合性について検証・確認等を行う。

(2) 環境放射線の監視

環境放射線の常時監視・評価を行い、測定結果を県民に公表する。また、緊急時には環境放射線監視センターに隣接する原子力オフサイトセンター等と連携し、迅速な放射線の測定分析・影響予測等に努める。

(3) 原子力防災体制の充実

国や市町村、関係機関と連携しながら茨城県広域避難計画の実効性向上を図るとともに、関係市町村の避難計画の策定を支援するほか、防護服や放射線測定器など防災活動資機材の整備、緊急時連絡網の維持管理、要配慮者の屋内退避施設への放射線防護対策及び防災関係者に対する研修などを行う。

(4) 原子力に係る知識の普及啓発

原子力や放射線に関する基礎知識の普及を図るため、新聞やラジオ等による広報を行うほか、市町村が実施する広報事業を支援するとともに、教員を対象としたセミナーの開催などを行う。

②原子力安全
対策の徹底

●農産物の安全性の確保（産地振興課）

放射性物質の影響から農林水産物の安全性を確保するため、検査体制を維持継続し、検査結果の迅速かつ分かりやすい公表を行う。

③犯罪に強い社会づくり

●安全・安心を実感できる「いばらき」の確立（生活安全総務課，生活文化課）

子供や女性等に対する犯罪，住宅侵入窃盗，ニセ電話詐欺，自動車盗等県民生活を脅かす犯罪対策を推進するほか，地域安全運動や防犯キャンペーン等を通じ，県民の防犯意識の高揚を図り，地域住民，事業者，学校，自主防犯組織等が相互に連携した地域ぐるみの防犯活動を推進し，安全・安心を実感できる「いばらき」の確立を目指す。

(1) 子供・女性・高齢者を犯罪被害から守る対策の推進

子供，女性，高齢者を犯罪被害から守るため，地域の連帯を深めるとともに，自主防犯意識の高揚を図り，誰もが安心して暮らせる環境づくりを推進する。また，不審者情報を迅速的確に発信するとともに，犯罪行為や犯罪の前兆に対しては，行為者の早期特定及び検挙，指導警告の措置を講じる。

(2) 犯罪の起きにくい社会づくりの推進

県民が安全・安心を実感できる「いばらき」の確立を図るため，防犯に関する広報・啓発活動や防犯教室を展開することにより，県民の防犯意識の高揚と地域の自主的な防犯活動の活性化を図り，犯罪の起きにくい社会づくりを推進する。

(3) 犯罪発生情報ネットワーク事業の推進

犯罪発生状況を多面的に分析して効果的な犯罪抑止活動を推進するとともに，分析結果を分かりやすい形でホームページに掲載するほか，地域住民にひばりくん防犯メール等を活用したタイムリーな犯罪状況を提供し，防犯意識の一層の向上と防犯活動の活性化を図る。

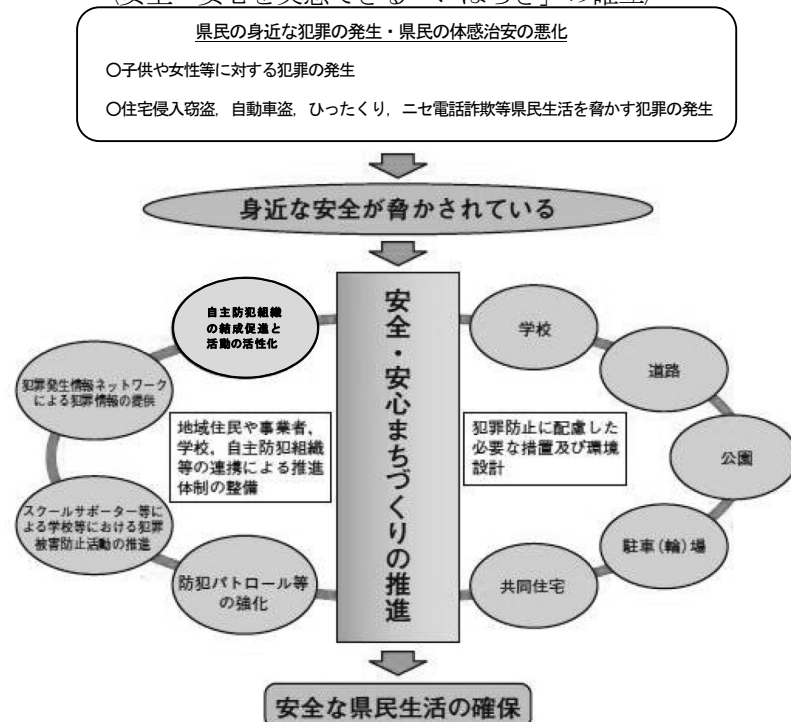
(4) 防犯ボランティア団体等の自主防犯組織の結成促進と活動の活性化

犯罪情報の提供や研修会の開催等により，防犯ボランティア団体等の組織間の連携強化を図り，自主防犯組織の結成促進と活動の活性化を支援する。

(5) スクールサポーター事業の推進

各警察署に配置されているスクールサポーターが各学校を訪問して，児童・生徒の安全確保と非行防止に関する情報交換を図るとともに，学校や通学路等の安全点検等を実施して，児童・生徒の非行防止，犯罪被害防止を図る。

（安全・安心を実感できる「いばらき」の確立）



●配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護〈ドメスティック・バイオレンス〉対策の推進（子ども家庭課）

(1) DV被害者支援事業の実施

- ①関係機関への付き添い支援
- ②暴力防止啓発事業

(2) 配偶者暴力相談支援センターの運営

①相談

- ・電話相談時間 平日：午前9時～午後9時 土日祝日：午前9時～午後5時
- ・面接相談時間 毎日（年末年始を除く）：午前9時～午後5時

②心理的ケア

心理療法担当職員（嘱託）を一時保護所に配置。

(3) 関係機関との連携強化

被害者の迅速、的確な保護を図るため、ネットワーク会議を開催するなど警察等の関係機関との連携強化を図る。

●青少年の健全育成の推進（女性青少年課）【再掲 P. 26 参照】

●安全な消費生活の確保（生活文化課）

規制緩和や高度情報化の進展、新たな商品・サービスや取引形態の登場に伴い、多様化・複雑化している消費生活相談に対応するため、平成 21 年 9 月に施行された消費者安全法における県と市町村の役割分担を踏まえたうえで、県消費生活センターの機能強化や市町村の消費生活センター等相談体制の充実支援、消費者被害防止啓発及び事業者指導を強化し、県民の安全な消費生活の確保を図る。

(1) ワンストップ相談体制の確保

- ・弁護士や一級建築士など専門家と連携した相談対応
- ・相談員の弁護士への随時相談

(2) 市町村相談体制への支援

- ・消費生活センターの機能強化に対する助成
- ・スキルアップ研修会等の実施
- ・市町村消費生活相談支援員による指導・助言
- ・相談員の弁護士への随時相談【再掲】

(3) 事業者指導の推進

- ・特定商取引法等に基づく事業者指導強化のための専任職員配置

(4) 消費者教育の推進

- ・民生委員、ホームヘルパー等と連携した高齢者の消費者被害防止活動
- ・学校、高齢者団体等を対象とした消費者教育講師の派遣
- ・消費者教育啓発講座の実施

(5) 消費生活センターの周知・機能充実

- ・消費者被害防止や相談窓口の周知強化等を図るための啓発キャンペーンの実施
- ・ラジオ放送による製品事故や消費者被害の情報提供

●食品の安全確保対策の推進（生活衛生課）

「茨城県食の安全・安心推進条例」に基づく「茨城県食の安全・安心確保基本方針」及びその具体的な行動計画を定めた「食の安全・安心確保アクションプラン」、並びに食品衛生法に基づき毎年度策定する「食品衛生監視指導計画」に沿って総合的な食の安全・安心確保対策を推進する。

(1) 監視指導等の推進

- ・食品営業施設や給食施設等の監視指導
- ・HACCPによる衛生管理の手法の導入促進
- ・いばらきハサップ認証制度の周知及び普及



④消費生活と
食の安全確保

(2) 食中毒対策の推進

- ・ 県民に対する食中毒予防啓発及び営業者に対する未然防止対策の実施
- ・ 迅速な食中毒調査の実施及び検査体制の充実

(3) 食品衛生試験検査の推進

- ・ 食品中の食中毒菌や食品添加物等の試験検査の実施
- ・ 残留農薬や残留動物用医薬品等検査の強化
- ・ 食品のアレルギー物質や遺伝子組換え食品の試験検査の実施
- ・ 食品中の放射性物質の検査の実施
- ・ 輸入加工食品の残留農薬検査の実施
- ・ 県内食品等輸入者が取扱う輸入食品の試験検査の実施
- ・ 健康食品の医薬品成分の検査の実施

(4) 食肉安全対策の推進

- ・ 24 ヶ月齢以上の牛のうち、神経症状又は全身症状を呈する牛について、と畜検査員の判断により、BSE（牛海綿状脳症）スクリーニング検査を実施
- ・ と畜場及び食鳥処理場のHACCPによる衛生管理の手法の導入促進
- ・ 県内で食肉処理される牛肉の放射性物質スクリーニング検査の実施

(5) 食品表示適正化の推進

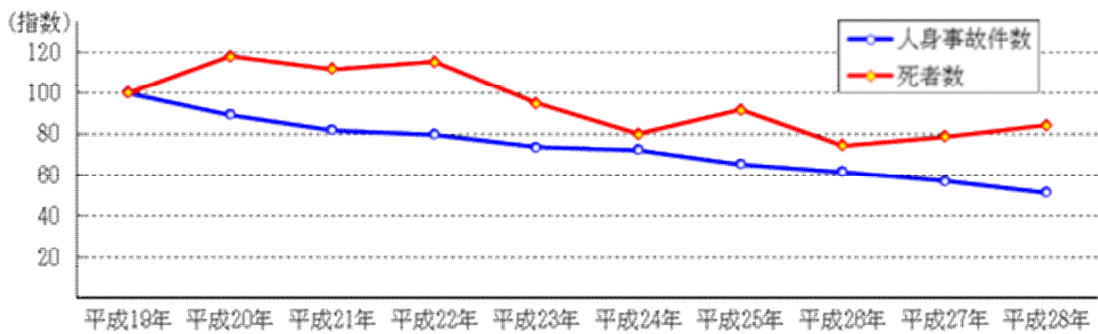
- ・ 食品表示に関する監視指導の強化
- ・ 食品の適正表示に向けた食品等事業者の自主的な取り組みへの支援
- ・ 食品の原産地表示等の確認試験検査の実施
- ・ 関係機関と連携した不適正表示事案への対応及び情報提供の推進

(6) リスクコミュニケーション及び情報提供の推進

- ・ 食の安全・安心に関する消費者等との信頼関係醸成のための意見交換会の開催
- ・ 食品衛生フェアの開催
- ・ 「いばらき食の安全情報ウェブサイト」等による迅速な情報提供

⑤ 交通安全対策の強化

● 交通安全対策の推進（警察本部交通総務課，交通指導課，交通規制課，生活文化課，道路維持課）



	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
人身事故件数	20,415	18,225	16,668	16,246	15,010	14,732	13,279	12,534	11,613	10,455
指数	100	89	82	80	74	72	65	61	57	51
死者数	178	210	199	205	169	142	163	132	140	150
指数	100	118	112	115	95	80	92	74	79	84
順位	11位	6位	7位	5位	9位	11位	10位	11位	11位	8位
負傷者数	26,710	23,508	21,634	21,102	19,547	19,448	17,281	16,460	15,135	13,441
指数	100	88	81	79	73	73	65	62	57	50
人口10万人当たり	5.99	7.07	6.71	6.90	5.72	4.82	5.56	4.52	4.80	5.16
死者数	17位	3位	3位	4位	8位	14位	7位	16位	13位	11位
高齢者死者数	74	89	90	102	85	68	103	60	69	73
構成率	41.6%	42.4%	45.2%	49.8%	50.3%	47.9%	63.2%	45.5%	49.3%	48.7%

- 1 指数は平成19年を100とした。
- 2 死者数順位及び人口10万人当たり順位は多い順。
- 3 高齢者死者数構成率は全死者数に占める割合。
- 4 参照人口は各年10月1日現在。

(1) 交通安全施設の整備

安全で快適な道路交通環境を実現するために、警察と、県、市町村、道路管理者が連携して、以下の諸対策を推進する。

ア 通学路の交通事故防止対策

通学路合同点検、地域住民からの要望、学校の統廃合等に伴い把握した通学路の危険箇所、信号機、横断歩道、最高速度、一時停止、歩行者用道路等の交通規制や、歩道、ガードレール等の交通安全施設を整備する。

イ 生活道路対策（「ゾーン30」）

通学路を含む生活道路の安全を確保するため、通過交通及び速度の抑制が必要な一定の区域を最高速度30km/hとする「ゾーン30」を設定し、ゾーン内の交通規制に必要な標識・標示、狭さく、ハンプ、路側帯カラー化等の交通安全施設を整備する。

ウ 交通危険箇所対策

交通事故が多発している地点や交通事故発生危険性が高い地点等の交通危険箇所に、信号機、横断歩道、ガードレール等の交通安全施設を整備する。

エ 交通死亡事故現場対策

交通死亡事故が発生した現場の道路交通環境を調査し、必要な交通安全施設を整備する。

オ 高齢者交通事故防止対策

高齢者や身体障害者等の利用度の高い福祉施設周辺等に、青色灯火の残り時間表示や、青時間の延長等の機能を有するバリアフリー対応型信号機を設置するなど、高齢者等に優しい道路交通環境を整備する。

(2) 交通安全教育の推進

各年齢層に対し、心身の発達段階や交通社会への参加の態様に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。

ア 自転車通学児童対象

自転車の運転に関する知識や技能について指導する自転車交通安全教室を継続して開催するほか、講習を受講した児童に対して、講習修了証として自転車免許証を交付し、交通安全について意識高揚を図る施策を推進する。

イ 中学・高校生対象

プロのスタントマンが交通事故の場面を再現して、交通事故の危険性を疑似体験させる交通安全教室を継続して開催するなど、より効果的な交通安全教育を推進する。

ウ 高齢者対象

運転免許を保有しない歩行者や自転車利用者を対象に、自動車教習所コースを利用した参加・体験・実践型交通安全教室を開催するほか、温浴施設等に出張しての交通安全教室、交通安全母の会等のボランティアと協働した高齢者居住世帯に対する訪問活動等による交通安全指導を推進する。

また、運転者対象には、運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るとともに、運転の態様に応じた参加・体験・実践型の講習会を開催する。

(3) 交通マナー向上対策の推進

各季交通安全運動キャンペーンや各種イベント等の機会を通じて、基本的な交通ルールの再確認と規範意識の向上を図るための広報・啓発活動を推進する。

また、運転者に対しては、横断歩道直前での一時停止、横断歩行者の優先、日没30分前のライトの点灯等、横断歩行者の保護を意識した安全運転の励行の取組を推進する。

(4) 飲酒運転の厳正な取締り

飲酒運転による交通死亡事故件数及び死者数全国ワーストからの脱却を図るため、飲酒運転者はもとより、飲酒運転の同乗者、飲酒運転者への酒・自動車の提供者も厳正に取り締まる。

(5) 通学路における児童の安全の確保

歩車道が分離されていない又は幹線道路からの抜け道となっている通学路等での交通違反を厳正に取り締まり、児童の安全を確保する。

(6) 交通安全県民運動の推進

県民の交通安全意識の高揚と交通事故の防止を図るため、関係団体・企業の協力や県民の参加を得て、広く県民運動を展開する。

- ・春、夏、秋、年末の交通安全運動
- ・高齢者の交通事故防止強調運動（9月）
- ・交通安全の日（毎月1日）
- ・交通事故死ゼロを目指す日（4月10日、9月30日）
- ・交通安全県民大会（11月）
- ・暴走族追放強調運動（6月）

(7) 総合的な暴走族対策の推進

集団暴走行為やゲリラ的な爆音暴走を繰り返す暴走族及び違法行為を敢行する旧車會は、一般の通行を妨害し地域住民に迷惑を及ぼしていることから、取締りを強化するとともに、加入阻止・離脱促進、追放気運の醸成等の暴走族を許さない社会環境づくりを推進する。

(8) 高齢者の運転免許証自主返納の推進

高齢運転者による交通事故の防止を図るため、運転免許証を返納した高齢者を対象に、県内協賛事業者から特典サービスを提供することにより、車の運転に不安を感じた高齢者等が免許証を返納しやすい環境づくりを促進する。

(4) 人と自然が共生する持続可能な環境づくり

①地球温暖化対策の推進

●地球温暖化対策の推進（環境政策課、環境対策課）

地球温暖化問題については、県民、事業者、行政などの全ての主体が、それぞれの役割に応じて対策を進める。その取り組みを相互に連携、発展させ、職場や家庭における一人ひとりの自主的かつ積極的な実践活動を進めるため、年間を通して県民運動「いばらきエコスタイル」として推進する。

(1) 県民の取り組み促進

①地球温暖化防止キャンペーンの実施

市町村等と連携し、節電や省エネを呼びかけるための街頭キャンペーン等を県内に広く展開。

②「いばらきエコチャレンジ」の参加促進

家庭における省エネ行動を登録できるシステムを運用し、CO2 排出削減量の「見える化」により、省エネ行動の意欲向上。

③家庭の省エネ診断事業（うちエコ診断）

エネルギー使用状況を診断し、アドバイスを行うことにより、家庭における省エネルギーの実践活動を促進。

(2) 事業者の取り組み促進

①茨城エコ事業所登録制度の普及拡大

本県独自の環境マネジメントシステムである「茨城エコ事業所登録制度」を活用し、中小企業等の地球温暖化対策を促進。

②県環境保全施設資金融資制度

省エネルギー施設・再生可能エネルギー施設等の導入を促進。茨城エコ事業所登録事業者に対し利子補助を実施。特に、省エネ対策実施計画書提出により、実質無利子で融資。

③中小規模事業所省エネルギー対策支援事業

中小規模事業所の要請に応じて、省エネルギー等の専門家を無料で派遣し、既存設備の運用方法の改善や省エネルギー設備の導入の提案など省エネ診断を実施。

④中小規模事業所省エネルギー設備導入費補助

省エネ診断の結果に基づき、省エネルギー設備を導入する事業者に対して補助（補助額：上限 100 万円，補助率：1/3）

⑤エコドライブ推進事業

いばらきエコドライブ推進協議会の運営、エコドライブセミナー等によるエコドライブの普及促進。

⑥フロン対策

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン排出抑制法に基づくフロン類の適正な回収・処理を徹底。

(3) 県の率先的取り組み推進

①執務室における年間を通じた服装調節の取組

「いばらきエコスタイル」の取組の一環として、冷暖房の適切な使用と、年間を通じた執務室の環境に応じた服装調節を推進。

②環境保全率先実行計画に基づく県の率先実行

県自ら、事業者・消費者として環境負荷の低減を図るため、第5期県環境保全率先実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制など環境に配慮した取組を推進。

③県公用車への低公害車の率先導入

低公害車の普及と県が排出する温室効果ガス排出量の削減を図るため、公用車への低公害車導入を計画的に推進。

●環境学習・環境保全活動の推進（環境政策課）

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくため、県民や事業者の環境学習活動を促進するとともに、関係団体と連携しながら、家庭や学校、地域社会における環境保全活動を全県的な県民運動として広げていく。

(1) 環境教育・環境学習の推進

エコ・カレッジによる人材育成	地域や職場において、環境学習や環境保全活動について普及啓発・指導を行うリーダーを養成するため、エコ・カレッジを開催
環境アドバイザーの派遣	学校や自治会等が行う環境学習会や自然観察会に、県が委嘱する環境アドバイザーを派遣
子ども向け環境実践プログラムによる環境学習の推進	小学校高学年を対象県が独自に開発した子ども向け環境実践プログラム「キッズミッション」を、全小学校に配付して活用
高校3年生向け「How to エコライフ」読本による啓発	新社会人や大学生として自活した生活を送る高校3年生を対象に、エコライフの実践を啓発

(2) 環境保全県民運動

環境保全活動の推進	関係団体と連携しながら、環境フォーラムや自然環境フォトコンテスト等を開催し、全県的な環境保全活動の普及を促進
レジ袋無料配布中止の推進	県内全域を対象としたレジ袋無料配布中止の取組の定着を図るとともに参加事業者を拡大
緑のカーテンの普及推進	温室効果ガスを削減するとともに、省エネ対策として、緑のカーテンの普及を県民運動として推進

●新エネルギー施策の推進（科学技術振興課新エネルギー対策室）

エネルギーの安定的な確保や地球温暖化問題への積極的な対応は、地域社会にとっても重要な課題である。このため、いばらきエネルギー戦略（平成26～32年度）及びいばらき水素戦略（平成28～32年度）に基づき、エネルギー先進県の実現を目指し、関連施策の推進を図る。

●森林整備・木材利用の推進（林政課、林業課）

森林の二酸化炭素吸収機能の向上と木材中の炭素の長期固定を図るため、森林整備と木材利用の推進を図る。

●下水処理場太陽光発電事業（下水道課）

利根浄化センターにおいて導入した太陽光発電施設により再生可能エネルギーの活用を図るとともに、発電した電力を売電して得た収益により流域下水道の経営の安定化に寄与する。

●いばらきゼロ・エミッションの推進（廃棄物対策課）

第4次廃棄物処理計画（平成28～32年度）に基づき、廃棄物の排出をできる限り抑制し、廃棄物となったものは、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的利用を行うという「いばらきゼロ・エミッション」を推進し、県民、事業者、行政が一体となって循環型社会の形成を図る。

- ・広報啓発などによる3R（リデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進
- ・リサイクル製品の認定・広報
- ・廃棄物再資源化指導センターによる相談・指導事務等の推進
- ・エコ・ショップ（環境にやさしいお店）制度の推進

〈ごみの総排出量〉

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
総排出量(千トン)	1,125	1,122	1,120	1,115	1,092	1,060	1,033	1,028	1,092	1,095	1,095	1,092	1,092
増加率(%)	△0.8	△0.3	△0.2	△0.4	△2.1	△2.9	△2.5	△0.5	6.2	0.3	0.0	△0.3	0.0

②資源を活かす循環型社会づくり

●建設副産物リサイクル推進（検査指導課）

建設リサイクル法の円滑な施行に努めるとともに、有効利用を推進するため、様々な施策を実施する。

- ・建設リサイクル法に関する事務の実施（解体工事業の登録、解体工事等の届出・通知の受理）
- ・リサイクル建設資材評価認定制度によるリサイクル資材の率先利用
- ・茨城県建設副産物リサイクル推進協議会による官民一体となった取り組みの推進
- ・茨城県建設発生土情報検索システムを利用したストックヤード等の活用による、建設発生土の有効利用と適正処理の促進

●公共処分場「エコフロンティアかさま」の活用（廃棄物対策課）

公共処分場「エコフロンティアかさま」（運営：県環境保全事業団）に対し、安全性を最優先した全国のモデル施設としての経営が確保されるよう、引き続き支援を行い、一般廃棄物、産業廃棄物の処理に係る基幹的施設として活用し、適正処理及びリサイクルを推進する。

●バイオマス利活用の推進（農業政策課）

稲わらやもみガラ、間伐材などの未利用バイオマスや家畜排せつ物、木くず、食品廃棄物などの廃棄物系バイオマスの利活用を推進し、循環型地域社会の構築と農林業の振興及び農山村の活性化を図る。

- ・県バイオマス活用推進計画に基づくバイオマス利活用の推進
- ・バイオマス利活用推進のための啓発活動の実施

●産業廃棄物の適正処理の推進（廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、中間処理施設や最終処分場の適切な維持管理等について事業者を指導し、また、不法投棄・不適正処理の防止に取り組む。

(1) 産業廃棄物処理事業者の指導

中間処理施設や最終処分場を設置する事業所への立入検査を行い、廃棄物の受入れや施設の維持管理状況等について確認し、必要な指導等を行う。

(2) 自動車リサイクル法の推進

解体業者の許可等を行うとともに、立入検査等の際に基準の遵守等について指導を徹底することにより、使用済自動車の適正処理を推進する。

(3) 不法投棄等の監視、指導等

不法投棄や野外焼却などの早期発見・早期対応を図るため、ボランティア不法投棄監視員制度の運用や不法投棄監視協定締結の推進、市町村職員の県職員併任の活用、民間警備会社及び監視カメラの活用、不法投棄の6割を占める建設系廃棄物の発生事業場への指導啓発等により発見通報体制と監視指導体制を一層強化し、併せて未然防止を図る。

●霞ヶ浦の水質浄化対策の推進（環境対策課）

霞ヶ浦（西浦・北浦・常陸利根川）は、本県をはじめとする首都圏の水資源の安定的な確保に重要な役割を果たすとともに、豊かな水産資源など多様な生態系を育み、また、美しい水辺環境を形成していることから、観光レクリエーション資源としても貴重な財産である。

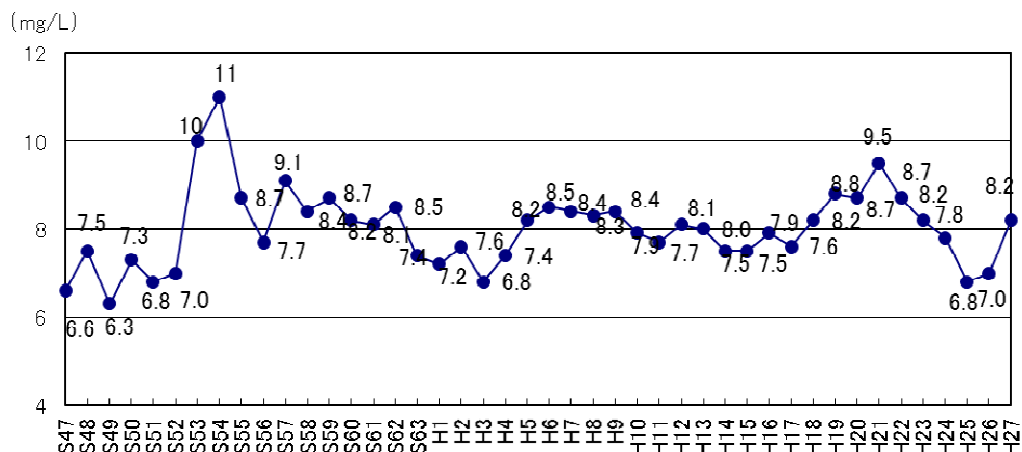
この霞ヶ浦の環境を保全し、浄化対策を推進するため、これまで6期30年にわたり霞ヶ浦湖沼水質保全計画を策定し、段階的に水質の改善を図ってきたが、平成28年度からの5年間は、第7期計画（H28～H32）に基づき、引き続き各種浄化対策を強力に推進している。

※第7期湖沼水質保全計画の水質目標値（H32目標：全水域平均）

COD 7.4 mg/L 全窒素 1.0 mg/L 全りん 0.083 mg/L

③霞ヶ浦・湖沼などの湖沼環境や豊かな森林の保全と活用

CODの経年変化 [霞ヶ浦 (西浦), 北浦, 常陸利根川の3水域の平均値]



●高度処理型浄化槽の設置促進等 (環境対策課)

公共用水域の汚濁を防止するため、単独処理浄化槽の撤去や合併処理浄化槽の設置を促進する。特に、霞ヶ浦等湖沼流域については、窒素やりんが除去できる高度処理型浄化槽の設置を促進する。

(1) 浄化槽設置補助 (個人設置型)

浄化槽設置者に市町村が交付する設置補助額の一部について、市町村に対して補助
 ※県補助額は、市町村の財政力指数に基づく交付率の適用あり

NP型 (窒素及びりん除去型) 浄化槽	補助額：1,099 千円/基 (5人槽：転換の場合) (負担割合 国176, 県747, 市町村176)
	補助額：987 千円/基 (5人槽：新築の場合) (負担割合 国176, 県635, 市町村176)
N型 (窒素除去型) 浄化槽	補助額：645 千円/基 (5人槽：転換の場合) (負担割合 国148, 県349, 市町村148)
	補助額：533 千円/基 (5人槽：新築の場合) (負担割合 国148, 県237, 市町村148)

(2) 市町村設置型浄化槽の整備促進

市町村がNP型浄化槽を自ら整備し維持管理する場合の設置費の一部について、市町村に対して補助

- ・補助対象経費 下水道事業債充当額から交付税措置分を控除した額 (市町村実負担分)
- ・補助率 9/10×交付率 (市町村の財政力指数に基づき設定)

(3) 単独処理浄化槽の撤去補助

単独処理浄化槽を撤去して合併処理浄化槽に転換する場合に、単独処理浄化槽の撤去費用について、市町村に対して補助

補助額：基準額 (9 万円) × 補助率 (10/10) × 交付率 (市町村の財政力指数に基づき設定)

※国庫補助対象となる場合は、補助率 2/3

(4) 配管費補助

市町村設置型により、単独処理浄化槽を撤去して高度処理型浄化槽 (NP型) に転換する場合に、配管工事費用について、市町村に対して補助

補助額：基準額 (6 万円) × 交付率 (市町村の財政力指数に基づき設定)

<地域別の考え方>

○霞ヶ浦流域

北浦沿岸市町村 (4 市)：NP型 (窒素及びりん除去型) 浄化槽のみ補助対象とする。

北浦沿岸以外 (18 市町村)：NP型浄化槽, N型 (窒素除去型) 浄化槽を補助対象とする。

○澗沼, 牛久沼流域

NP型浄化槽, N型浄化槽を補助対象とする。

○窒素・りん排水規制湖沼の流域

通常型浄化槽を補助対象とする。ただし、高度処理型浄化槽の設置促進が市町村計画等に位置づけられている場合は、高度処理型（NP型、N型）浄化槽も補助可能とする。

○その他

通常型浄化槽を補助対象とする。

※ 単独処理浄化槽を撤去して、合併処理浄化槽に転換する場合には、県内全域において単独処理浄化槽の撤去費を補助する。

●霞ヶ浦環境科学センター事業（環境対策課）

霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水質保全や、大気環境などの環境保全に取り組むため、市民、研究者、企業、行政の四者によるパートナーシップのもと、調査研究や環境学習、市民活動への支援等を行う。

(1) 調査研究の推進

①霞ヶ浦等調査研究計画に基づく課題解決型の調査研究

- ・水質変動の解明に関する調査研究
- ・アオコの動態解明と処理技術に関する調査研究
- ・北浦流域の窒素の動態に関する調査研究
- ・水質予測モデルの活用による浄化対策効果の検証に関する調査研究 等

②関係研究機関との連携の促進

- ・研究シンポジウム、セミナーの開催
- ・客員研究員の委嘱
- ・大学、研究機関との共同研究の推進

(2) 環境学習の推進

- ・自然観察会等の学習や研修室・展示室を活用した学習の実施
- ・夏期（海の日～9月1日の「霞ヶ浦水質浄化強調月間」）に、センター夏まつり等水質浄化に係る啓発事業を重点的に実施

(3) 市民活動との連携・支援の推進

- ・霞ヶ浦流入河川の上流から下流に至る地域が一体となって水質浄化に取り組めるよう、霞ヶ浦問題協議会が中心となり意識啓発と水質浄化運動を実施
- ・湖沼や河川の浄化活動や環境学習等を行う市民団体に対し、活動機材の無料貸し出しや活動費を助成
- ・パートナー（ボランティア）による事業運営参加

(4) 情報発信機能の充実

- ・ホームページの充実
- ・所蔵図書データの電子化等データベースの充実
- ・文献資料室の図書閲覧、貸出
- ・市民団体委託による交流サロンを活用したイベント等の実施

(5) 情報提供機能の強化

- ・展示室等の外国語表記の整備
- ・展示室の映像展示コーナー、空調設備の整備
- ・特別企画展の実施

●霞ヶ浦環境体験学習推進事業（環境対策課）

次代を担う子供たちの水質浄化意識の醸成を図るため、県内の小中学生を主な対象として霞ヶ浦における湖上体験スクールを実施する。

内 容：船による湖上体験学習と霞ヶ浦周辺の環境関連施設の見学

平成 29 年度募集人数：9,600 人

●世界湖沼会議開催準備事業（環境対策課）

平成30年10月に開催する第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）にむけ、実行委員会や企画推進委員会等の運営や実施計画を策定するとともに、参加登録や論文応募促進のための案内書作成を始めとした広報等開催準備を行う。

●湖沼水質浄化下水道接続支援事業（下水道課）

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質を改善するため、下水道への接続補助を行う市町村に助成し、県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対 象：霞ヶ浦・涸沼・牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続

補助額：2万円／戸を限度（市町村が交付する額の1/2を限度）

※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●農業集落排水施設接続支援事業（農村環境課）

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の水質保全のため、農業集落排水施設への接続補助を行う市町村に助成し、県民の負担軽減及び接続率の向上を図る。

対 象：霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、供用開始後3年以内の接続

補助額：2万円／戸を限度（市町村が交付する額の1/2を限度）

※財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率90%

●排水処理施設りん除去支援事業（環境対策課）

農業集落排水施設の処理工程にりん除去薬剤（凝集剤）を追加添加することにより、排水から更なるりん除去を図る。

そのための薬剤追加添加等に係る費用に対して市町村へ補助を行う。

対 象：霞ヶ浦に排水する62農業集落排水施設のうち、重点的に水質改善を図るべき35施設

補助率：10 / 10

●霞ヶ浦・北浦点源負荷削減対策事業（環境対策課）

霞ヶ浦水質保全条例等により、全ての特定汚染源（点源）排出施設に対して排水の適正処理を義務づけ、霞ヶ浦に流入する汚濁負荷の一層の削減を図る。

(1) 霞ヶ浦・北浦水質保全施設資金融資対策事業

①高度処理型浄化槽（個人設置型）及び下水道等への接続に係る融資・利子補給

②小規模事業所の排水処理施設の整備に係る融資・利子補給

③畜産に係る汚水処理施設の整備に係る融資・利子補給

(2) 霞ヶ浦・北浦水質保全相談指導事業

水質保全相談指導員の設置（10名）による相談・監視体制の整備

(3) 霞ヶ浦水質保全条例推進事業

改正条例の普及・啓発

●エコ農業の推進（産地振興課）【再掲 P. 61 参照】

●畜産環境保全対策の推進（畜産課）【再掲 P. 61 参照】

●農業排水再生プロジェクト事業（農村計画課、環境対策課）

霞ヶ浦の水質浄化を推進するため、霞ヶ浦から直接または流域内の河川等から取水している土地改良施設を活用し、農業排水を農業用水として循環させ、霞ヶ浦への排水流出を抑える「循環かんがいシステム」を構築する。さらに、霞ヶ浦環境科学センターにおいて、この対策による水質浄化効果の検証を実施する。

●霞ヶ浦の環境創造（地域計画課）

本県のかげがえのない財産である霞ヶ浦の清らかな水を再生し、豊かな自然と美しい景観に親しめる水辺環境づくりを進めるため、「霞ヶ浦環境創造ビジョン」に基づき、住民、研究者、企業等の参画のもと、地域が一体となって事業の展開を図る。

○新たな霞ヶ浦環境創造ビジョン及び推進計画の策定

霞ヶ浦を取り巻く社会情勢の変化等を踏まえ、新たなビジョン等を策定する。

○霞ヶ浦環境創造事業推進計画第4次アクションプランの推進

霞ヶ浦環境創造ビジョンの一層の推進のため、国、県、市町村及び企業、民間団体等で構成する霞ヶ浦環境創造事業推進協議会において、多様な主体の連携のもと、霞ヶ浦環境創造事業推進計画アクションプランの推進を図る。

<アクションプランの重点戦略>

- ①霞ヶ浦の魅力・発信力強化プロジェクト
- ②霞ヶ浦の連携強化プロジェクト
- ③快適な水辺環境づくりプロジェクト

●霞ヶ浦直接浄化対策検証事業（環境対策課）

土浦港内に霞ヶ浦浄化実証施設を設置し、りん等の削減を図り、水質改善状況や浄化コスト等の検証を行う。

●霞ヶ浦・北浦アオコ対策事業（環境対策課）

アオコの発生抑制及び悪臭被害の防止対策を強化し、関係機関と連携したアオコ対策を行う。
対策：アオコ監視パトロール、アオコ発生抑制（土浦市新川にアオコ抑制装置を設置・運転し、アオコによる悪臭被害防止を図る）、アオコ回収等

●千波湖アオコ対策事業（環境対策課）

千波湖において景観保全、アオコの発生、集積及び悪臭被害防止を目的としたアオコ対策を実施する。

対策：アオコの発生抑制装置の設置

●霞ヶ浦流入河川浄化対策の推進（河川課）

霞ヶ浦に流入する河川において、多自然川づくりなど、河川の水質浄化対策を積極的に推進する。

・桜川（つくば市）等

●緑の循環システムの推進（林政課、林業課）【再掲 P. 67 参照】

●造林・間伐等の推進による機能豊かな森林の育成（林政課、林業課）【再掲 P. 68 参照】

●海岸防災林の整備（林業課）【再掲 P. 68 参照】

●緑化の推進（林政課）

県民が自然に親しみつつ、休養し、自然に関する学習の場として整備した茨城県民の森等（県植物園、きのこ博士館等）、奥久慈憩いの森及び水郷県民の森の自然観察施設の適正な管理・運営に努める。

また、県民生活に身近な平地林や里山林における、地域の整備目的に沿った森林整備に対する支援を行うほか、県民参加の森づくり運動の推進や緑化意識の高揚を図るため、森林ボランティアの養成や緑の少年団の育成を行う。

さらに、森林の働きや重要性などの普及啓発を行うほか、森林づくりや森林環境学習等の活動を行う団体に対する助成を行う。

④生活に身近な自然環境の保全と活用

●大気環境の保全（環境対策課）

大気汚染監視体制を充実し、光化学スモッグ等の緊急時の発令や微小粒子状物質（PM2.5）の注意喚起を行うことにより健康被害の未然防止を図るほか、環境基準の維持達成に向けて、工場・事業場に対してばい煙等に係る排出基準の遵守を指導する。

また、ベンゼン等の有害大気汚染物質については、大気環境の監視を行うとともに、使用・製造する工場・事業場に対して排出抑制対策を指導する。

アスベストについては、大気環境調査を実施するとともに、アスベスト使用建築物等の解体現場への立入検査を行い、飛散防止措置の徹底を図る。

酸性雨や微小粒子状物質（PM2.5）については、成分分析等実態調査を行うとともに、それぞれ全国または関東甲信静各都県市と共同して広域的調査を行い汚染機構等の解明に努める。

大気汚染状況の常時監視	39 測定局において大気汚染物質による汚染状況を常時監視
ばい煙発生施設等に対する規制	大気汚染防止法及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場の立入検査
アスベスト飛散防止対策の推進	大気汚染防止法に基づく立入検査・飛散防止措置の徹底、一般大気中の濃度測定
光化学スモッグ対策の推進	光化学スモッグ緊急時の発令及び発令時のばい煙排出量の削減要請
有害大気汚染物質対策の推進	ベンゼン等有害大気汚染物質の監視及び工場・事業場への排出抑制指導

●水環境の保全（環境対策課）

河川、湖沼などの公共用水域や地下水の汚濁の状況及び環境基準の達成状況を把握するため水質の監視を行うとともに、汚濁の原因となる生活排水や工場・事業場排水の対策を推進する。

公共用水域監視観測	水質測定計画に基づく河川、湖沼、海域等の公共用水域や地下水の水質監視
湖沼及び牛久沼の水質保全対策	水質保全計画に基づく総合的、計画的な浄化対策の推進、地域一体となった浄化実践活動の促進
生活排水対策	広報啓発による生活排水対策の実践促進
工場・事業場排水対策	水質汚濁防止法、条例に基づく工場・事業場への立入検査

●土壌・地盤環境の保全（環境対策課、廃棄物対策課）

土壌環境については、土壌汚染対策法に基づき土壌汚染の状況を把握するとともに、水質汚濁防止法に基づき有害物質使用事業者に対して施設の適切な管理について指導し、土壌汚染の未然防止を図る。

地盤環境については、地下水の過度の汲み上げを抑制するほか、地盤沈下の監視観測を行うなど、地下水量の確保を通じて地盤環境の保全を図る。

土壌環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法に基づく対策の推進 ・条例に基づく事業者に対する有害物質使用施設の構造基準遵守や定期点検の実施など地下浸透の防止対策の推進
地盤環境の保全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく規制及び工業用水の利用など代替水利用の促進 ・「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」に基づく地盤沈下量の監視観測

●化学物質対策（環境対策課）

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある有害な化学物質による環境リスクの低減に向けて、環境中の化学物質について実態調査を行うとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類の排出規制、化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）及び茨城県生活環境の保全等に関する条例に基づく、事業者による化学物質の適正管理の促進を行う。

環境中のダイオキシン類の監視測定	大気、公共用水域の水質及び底質、土壌、地下水のダイオキシン類の監視測定
ダイオキシン類の排出規制	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、工場・事業場の立入検査

事業者による化学物質の適
正管理の促進

・事業者講習会開催などによるPRTTR制度の理解普及
・県化学物質適正管理指針による事業者に対する指導・助言

●自然環境の保全（環境政策課）

本県は優れた自然環境を有しているが、都市化の進展や土地利用の変化などの様々な要因により、生態系への影響が生じているところもある。また、近年の自然への関心の高まりにより、自然とのふれあいを求める人々のニーズも増加してきていることから、快適な利用環境の整備等、自然環境の保全対策を総合的に推進する。

さらに、「茨城の生物多様性戦略」を推進する拠点として設置した「生物多様性センター」を軸に、生物の多様性の保全と持続可能な利用の重要性について県民理解の向上と多様な主体の参画を推進する。

(1) 自然公園対策事業

本県の優れた自然の風景地を保護するために指定した9つの県立自然公園と水郷筑波国定公園の適正な保護を図りながら、自然に親しむための利用施設の整備を進める。

(2) 自然環境保全地域対策事業

優れた天然林や市街地の周辺地域にある樹林地で良好な自然環境を形成している地域である、自然環境保全地域・緑地環境保全地域の保全を図る。

●野生生物の保護管理対策（環境政策課）

(1) 希少野生生物の保護

県内の希少野生生物の生息・生育状況を明らかにした「茨城県版レッドデータブック」を基礎資料として「茨城県希少野生動植物保護指針」に基づき、県内の希少野生動植物の適切な保護対策に努めるとともに、生息・生育状況の把握に努める。

(2) 鳥獣保護対策事業

野生鳥獣を保護するため、鳥獣保護管理法に基づき鳥獣保護区等を指定するとともに、傷病鳥獣の救護、保護飼養及び自然への放鳥等を行い、鳥獣保護思想の普及啓発を図る。

(3) 第二種特定鳥獣（イノシシ）の管理

イノシシによる生態系や農林作への物被害が問題となっているため、「茨城県イノシシ管理計画（第六期）」（第二種特定鳥獣管理計画）に基づき個体数管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じ、人と野生鳥獣との共存を図る。

(4) 特定外来生物の防除

アライグマについては、防除実施計画に基づき、市町村等と連携して防除を進める。また、他の特定外来生物の目撃情報を収集し、関係機関と情報を共有するなど、早期発見・早期駆除を図る。

(5) ラムサール条約湿地涸沼の保全と賢明な利用

ラムサール条約湿地に登録された涸沼については、豊かな自然環境の保全に配慮しながら、地域が一体となった賢明な利用（ワイズユース）を推進し、本県のイメージアップと地域振興を図る。

●水辺環境の保全と活用（河川課）

(1) 水辺環境の整備

水際線を軸とした潤いとやすらぎのある生活環境づくりを目指して、親水性や自然環境を活かした河川の整備を推進する。

○水辺空間づくり河川整備事業

対象河川：涸沼（茨城町）等

(2) 流域貯留浸透事業

つくばエクスプレス沿線の土地区画整理事業区域に、貯留・浸透施設を設置し、開発に伴い増大する河川への流出抑制を図るとともに、河川の水辺環境や水利用などに必要な水量が安定的に供給されるよう水環境を保全する。

・河川名：谷田川（つくば市）

・対象地区名：葛城，萱丸，島名・福田坪，上河原崎・中西の4地区

●平地林等の整備・保全（林政課）

県民生活に身近な平地林・里山林を適正に整備・保全し，豊かな森林環境づくりを推進する。